



第153号

平成30年5月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 坂下真一郎

編集人 広報部長 増田和弘

印刷 (株) 税経



忠敬橋から望む佐原の町並み

税界放談

2025年には中小企業の6割以上で経営者が70歳を超える。現時点で3社中2社の後継者が決まっていない状況にあり、黒字経営の企業であってもその存続が危ぶまれている。企業規模が小さいほどその割合が高く、このままでは企業が激減し、大量の雇用が失われ、国の活力もなくなってしまう。中小企業を主な関与先とする税理士にとって大問題である。

平成30年度税制改正大綱が発表され、「事業承継税制」が目玉の1つとなっている。今までのリスクが高く使い辛い制度から、集中的な代替わりを促すため10年間の特例措置ではあるが、対象株式数上限の撤廃、雇用確保要件の実質的撤廃、対象者の拡充などにより、納税猶予打切りのリスクは緩和され使い勝手は良くなった。この制度によって後継者が急に決まる訳ではないが、後継予定者の背中を押すことになり、探しやすいようになるのは間違いないだろう。

日本橋には優秀な技能や伝統を持つ老舗中小企業が数多くあるので、税理士が早い段階の計画や準備にも関わり、道筋を示していく必要がある。

(S.I)

目次

・確定申告を終えて…………… 坂下真一郎	2	・特集 A-Zセミナー7thを受講して……………	16
・確定申告を終えて…………… 中村 恭介	3	・各部日より……………	20
・研究論文…………… 高松 公良	4	・支部会員の異動のおしらせ……………	28
・随筆……………	15		



確定申告を終えて

さかしたしんいちろう
支部長 坂下眞一郎

今年の冬の寒さは格別に厳しく、東京でも例年のない雪に見舞われました。ただ暖かくなるのが早く、確定申告が終わる前に桜が色づき始め、気忙しい思いをしました。確定申告を無事に終え、ホッとして花見をされた方も多かったのではと思います。

さて、多数の会員の方々のご協力により、各種の無料相談会を終えることが出来ました。無料相談会は、税務署での相談対応がなくなり、税理士会が国から委託を受けて開催しております。会員数が多くて相談者が少ない日本橋支部では無事終えられましたが、会員数の少ない住宅地の支部では負担が大きく、来年について他支部から応援要請の声も聞かれました。どちらから言えば社会貢献の意味合いが強い事業ですが、前向きに取り組んでいきます。

日本橋公会堂では、2月1日から15日のうち8日間延べ58名の会員に、支部事務局では2月28日から3月2日の3日間延べ15名、青色申告会代理送信については2月8日から3月13日のうち6日間延べ6名、2月23日税理士記念日には延べ10名と税務支援対策部全員の会員の先生方にご協力頂きました。相談件数は日本橋公会堂では例年並みでした。支部事務局は日本橋税務署が大手町から日本橋に戻って来たので大幅な増加を期待していましたが、わずかな増加に留まりました。多くの会員に相談担当をお引き受け頂き、無事に各種の無料相談会を終えることが出来、本当にありがとうございました。お忙しい中、中村税務署長、小山副署長、中山課長補佐には支部事務局にお出向き頂き、支部会員の皆様のご協力によって無事確定申告を終えられたことに対して、お礼の言葉を頂きましたのでここにご報告をいたします。

確定申告が終わりに近づくと7年前の東日本大震災を思い出します。2011年3月11日は金曜日で地震発生後も業務を続けようとしたのですが、新大橋通りを歩いて帰る人が段々と多くなり、仕事を切り上げました。しかしながら、交通機関がマヒし10時頃にやっと復旧し、その後帰宅したのを思い出します。大地震にも関わらずe-Taxが正常に機能していたので、改めてその便利さを実感致しました。

日本橋公会堂の相談会でお聞きしたことをご報

告します。あるお年寄りから「税務署から申告書が送られて来たら下書きをして、相談会に来るつもりでいたのに、申告書が送られてこない」と苦情がありました。昨年までは、前年に申告をした納税者には所得税の確定申告書、決算書、個人消費税申告書が納税地の所轄税務署から送付されましたが、今年からは前年に電子申告した人又は税理士に依頼して申告書を提出した人には、コスト削減の為に申告書が送られて来なくなっています。昨年（28年度）の所得税の確定申告が終わって間もないころ、連絡協議会等で申告書が上記の場合には送られなくなる旨の案内があったようです。しかし本年2月の東京税理士会の支部長会でも、複数の支部長からこの件について確認するご質問がありました。我々税理士も納税者も、いざ申告という時にならないと真剣に考えないのでしょうか。電子申告した場合は予定納税額を確認することができますが、書面で提出した場合に予定納税額を知る手段は、第1回目予定納税時の連絡（平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書）だけです。昨年までは送付された申告書の予定納税額を確認して記入していましたが、今年は申告書送付がなく、その通知書を失くした納税者には通帳で確認しました。もっと困ったのが個人消費税でした。個人消費税は、通帳記載額を国税分と地方税分に分けないとならないからです。

実は、電子申告をしなくても電子申告の開始届を出して納税者識別番号をとっていれば、予定納税の情報が受付システムで見られることを、後で知りました。このような混乱を来年度はできるだけ回避したいと思います。

電子化は避けられないことだと思いますが、申告書の郵送を希望する納税者には、申告書等は送るべきかと思います。ニーズが一定数ある場合は、税理士会として報告していくことも一案かと思います。

現在、支部総会に向けて議案書の作成、来期の事業計画を立てております、会員の皆様、大変お忙しいとは思いますが、6月の総会には是非ともご参加頂いてご意見をお聞かせいただけますようお願い申し上げます。



確定申告を終えて

なかむらきょうすけ
日本橋税務署長 中村 恭介

東京税理士会日本橋支部の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別の御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告につきましては、本年度におきましても、申告納税制度の本旨に即した「自書申告」の定着を基本に、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といったICTを利用した申告・納税の一層の推進に取り組み、無事に終了することができました。

これもひとえに、日本橋公会堂・日本橋三越前・支部事務局における「無料申告相談」の開催や東京国税局電話相談センターへの貴支部会員の派遣など、確定申告期における各種施策に多大なる御支援と御協力をいただいた賜物であります。

本年度は、申告書等へのマイナンバーの記載が本格化して2年目の確定申告となりました。今後も申告書等へのマイナンバー記載を着実に定着させるため、署としましては、更なる周知・広報に取り組んでまいりますので、皆様方におかれましても、引き続き制度定着に向けて御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、e-Taxにつきましては、行政オンライン手続の利便性向上に向けた政府全体の取組方針に基づき、署においてもe-Taxの一層の普及・定着に向けて様々な取組を実施してきておりますが、それでも、東京局の利用率は、全国の利用率を下回っている状況にあります。そうした中、法人税等の利用拡大を図っていく上では、3月決算法人の申告時期である5月及び6月が極めて重要な時期となります。

是非とも、3月決算の法人税の確定申告及び消費税等の確定申告の際には、e-Taxによる皆様方の代理送信を最大限に御活用いただき、1件でも多くe-Taxを御利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成31年1月よりe-Taxの利用手続きが

今までより更に便利になる予定です。具体的にはマイナンバーカードを用いてマイナポータル経由またはe-Taxホームページなどからe-Taxへログインしてのe-Taxの利用、またID・パスワード方式によるe-Taxの利用などが可能となりますので、会員の皆様方への一層の利用勧奨を重ねてお願い申し上げます。詳細等につきましては国税庁ホームページにてご確認ください。(https://www.nta.go.jp)

改めて申し上げるまでもなく、坂下支部長をはじめ日本橋支部の皆様方とは、従来から良好な協調関係を築いていただいておりますが、引き続き、相互の理解・信頼関係の構築に努め、申告納税制度を支える良きパートナーとして共に歩んでいただけることを期待しております。

結びに当たりまして、貴支部会員の皆様方に対し、今後とも税務行政に対するなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げます、確定申告を終えての御礼の挨拶とさせていただきます。





簡易な方法による 独立企業間価格の算定(移転価格課税) 及び国外関連者寄附金について

たか まつ きみ よし
高松 公良



1 はじめに

移転価格税制は、グローバルな経済活動を行う大企業にとって避けて通れない分野ですが、近年は移転価格文書化制度等への対応などその重要性が大きくなっています。また、移転価格課税に対する課税当局の調査の動向を概観すると、企業におけるいわゆる移転価格の事前確認制度の活用が増加する一方で、その課税件数は必ずしも減少してはいません。

国税庁レポートによれば、平成25事務年度(平成24年7月～平成25年6月)における課税件数は170件(課税もれ額は約537億円)、平成26事務年度は課税件数240件(課税もれ額は約178億円)、平成27事務年度は課税件数218件(課税もれ額は約137億円)となっています。課税もれ金額は減少傾向にありますが、課税件数は200件を上回っており、税務調査の現場で移転価格課税が問題となる機会はむしろ増えているのではないかと考えられます。課税件数の増加要因としては、従来、国税局所管の大企業中心に行われていた移転価格調査が、近年は、税務署所管の企業についても行われ、移転価格の課税もれが指摘される場面が増えていることによるものと考えられます。

大企業の移転価格調査では、独立企業間価格の算定に膨大な資料の検討を要し、多大な人員と時間が投下されますが、税務署所管の企業の移転価格調査はもっと簡易に行われているのではないかと考えられます。また、移転価格調査に関連して国外関連者寄附金が問題となる事例も多いようです。

そこで、本稿においては、税務署所管の企業においても比較的簡易な方法により税務調査が行われる可能性が高い移転価格の項目及び国外関連者寄附金について、国税庁の事務運営指針などを参考にしながら検討します。

なお、文中、意見にわたる部分は著者の私見であることを申し添えます。

2 移転価格税制の概要

移転価格税制は、法人が、国外関連者(外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。))の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係のあるもの)との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引(国外関連取引)を行った場合に、当該取引につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得金額の計算上、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなして、国外関連者に移転したと認められる金額を当該法人の所得金額に加算する制度です(措法66の4①、措通66の4(8)－1)。

また、法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち当該法人に係る国外関連者に対するものは、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないものとされています(措法66の4③)。

3 独立企業間価格の算定方法の概要

独立企業間価格は、国外関連取引が①棚卸資産の販売又は購入、②①以外の取引のいずれに該当するかにより定められた方法のうち、当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引条件に従って行われた場合に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額とされています(措法66の4②)。

- (1) 例えば、製品販売の場合は、上記①棚卸資産の販売又は購入に該当し、その取引に係る独立企業間価格の算定方法は次のとおり規定されています(措法66の4②一、措令29の12⑥~⑧)。
- イ 独立価格比準法…国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産について特殊の関係のない取引の当事者がその取引と同様の状況の下で行った取引の価格に相当する金額をもって独立企業間価格とする方法
- ロ 再販売価格基準法…棚卸資産の買手である法人(又は国外関連者)がその棚卸資産を特殊の関係のない者(非関連者)に対して販売した価格から通常の利潤の額を控除して計算した金額をもって独立企業間価格とする方法
- ハ 原価基準法…棚卸資産の売手である法人(又は国外関連者)がその棚卸資産の購入、製造等による取得の原価の額に通常の利潤の額を加算して計算した金額をもって独立企業間価格とする方法
- ニ イからハまで掲げる方法に準ずる方法その他次に掲げる方法
- a 比較利益分割法…国外関連取引と類似の状況の下で行われた非関連者間取引に係る非関連者間の分割対象利益等に相当する利益の配分割合に応じて、当該国外関連取引に係る分割対象利益等を法人及び国外関連者に配分することにより独立企業間価格を算定する方法
- b 寄与度利益分割法…国外関連取引に係る分割対象利益等を、その発生に寄与した程度を推測するに足りる国外関連取引の当事者に係る要因に応じて法人及び国外関連者に配分することにより独立企業間価格を算定する方法
- c 残余利益分割法…国外関連取引に係る分割対象利益等のうち、基本的利益を法人及び国外関連者にそれぞれ配分し、分割対象利益等と基本的利益との合計額により独立企業間価格を算定する方法
- d 取引単位営業利益法…再販売価格基準法及び原価基準法が売上総利益をベースにして原価の額又は売上金額を算出する方法であるのに対して、営業利益をベースにして原価の額又は売上金額を算出する方法

- e aからdまでの方法に準ずる方法
- (2) また、例えば、無形資産の供与の場合は、上記2の「②①以外の取引」、すなわち棚卸資産の販売又は購入以外の取引であることから、いわゆる基本三法(独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法)と同等の方法又はその他の方法(基本三法に準ずる方法、利益分割法、取引単位営業利益法、利益分割法・取引単位営業利益法に準ずる方法)と同等の方法のうちから、最も適切な方法により独立企業間価格を算定することになります(措法66の4②ニ)。

4 独立企業間価格の比較的簡易な算定の検討

- (1) 独立企業間価格は、上記3の算定方法から「最も適切な方法」を選定して算定しますが、その選定に当たり、「当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して」とは、法人が行う国外関連取引及び非関連者間取引について、例えば、法人、国外関連者及び非関連者の事業の内容等並びに①棚卸資産の種類、役務の内容等、②売手又は買手の果たす機能、③契約条件、④市場の状況、⑤売手又は買手の事業戦略の諸要素の類似性を勘案して、比較対象取引に該当するか否かにつき国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度を判断する(措置通66の4(3)-3)とともに、①独立企業間価格の算定方法の長所及び短所、②国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者の果たす機能等に対する独立企業間価格の算定方法の適合性、③独立企業間価格の算定方法を適用するために必要な情報の入手可能性、④国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度を勘案することをいうものとされています(措置通66の4(2)-1)。
- (2) 独立企業間価格の算定には、比較対象取引の選定等に膨大な資料の収集・分析等が必要であり、企業が通常業務の中で行うことは極めて困難であることから実績のある専門家等へ依頼する場合があります。しかしながら、以下に検討する国外関連取引については、独立企業間価格の比較的簡易な算定が可能と考えられます。

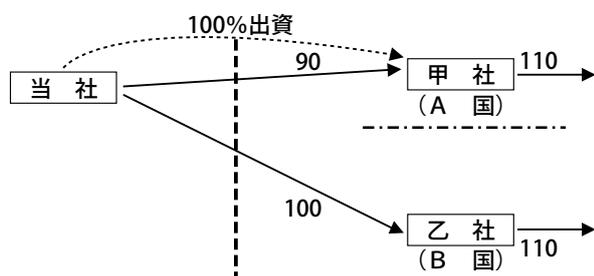
〈事例1〉自社取引に棚卸商品取引に係る

比較対象取引がある場合

【質問】

当社のA国100%子会社甲社は、A国で主に当社製品を販売しています。なお、当社はA国の隣国B国で資本関係のない現地法人乙社に同じ製品を販売していますが、甲社に対しては、販売戦略の観点から乙社に対する販売価格よりも10%前後低い価格で製品を供給しています。このような場合の移転価格税制上の課税問題の有無について、検討方法を教えてください。

〈取引図〉



【検討】

(1) 事例の製品販売は、上記3の①棚卸資産の販売又は購入に該当し、その取引に係る独立企業間価格の算定方法は、上記3の(1)イからニに掲げる算定方法から「最も適切な方法」を選定して算定しますが、その算定方法の選定に当たっては上記4(1)のとおり、当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案するものとされています。

貴社が乙社に対して行った製品販売（非関連者間取引）は、貴社が甲社に対して行った製品販売（国外関連取引）と同じ製品の販売であることから、貴社と乙社との取引は貴社と甲社との取引の比較対象取引に該当する可能性があります。

そこで、これらの取引について、上記4(1)に掲げる諸要素について検討した結果、これらの取引に高い類似性が認められ、貴社と乙社との取引が貴社と甲社の取引の比較対象取引に該当する場合には、乙社との取引に係る対価の額を基にして、上記3の(1)イに掲げる独立価格比準法により独立企業間価格を算定できる可能性が高いものと考えられます。

課税庁は、独立価格比準法の適用における比較可能性が十分であるとき（国外関連取引と比

較対象取引との差異について調整を行う必要がある場合は、当該調整を行うことができることに限ります。）には、独立価格比準法が最も適切な方法である旨を明らかにしており、貴社が乙社との取引を比較対象取引として独立価格比準法により独立企業間価格を算定した場合は、適正なものとして認められる可能性が高いものと考えられます（平成13年6月1日付、査調7-1ほか「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」（以下「事務運営指針」といいます。）4-2）。

〈事例2〉国外関連者への役務提供取引に係る

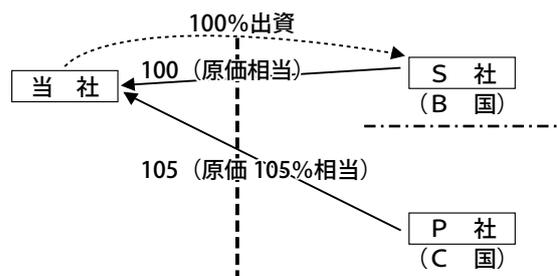
独立企業間価格

【質問】

当社（製造販売業）が100%出資するB国法人S社は、東南アジアB国で工場を所有して製造業を営んでいます。当社はS社が製造した製品を輸入していますが、S社の工場機械の保守点検作業のため年4回程度当社の社員を派遣し、S社からは人件費等原価相当額を収受しています。また、当社は、C国で製造業を営む現地法人P社（当社と資本関係はありません。）からも製品を輸入し、同様に当社の社員を派遣してP社の工場機械の保守点検作業を行っていますが、P社からは人件費等原価相当額に5%のマークアップした額を対価として支払を受けています。

先日、税務調査を受け、調査官から、S社からも人件費等原価相当額に5%のマークアップした額を対価として支払を受けるべきであり、その支払を受けるべき金額との差額はS社への所得移転額となる旨を指摘されましたが、そのような計算による対価の額も移転価格税制上の独立企業間価格となるのでしょうか。

〈取引図〉



【検討】

(1) 貴社が社員を派遣して行うS社の工場機械の

保守点検作業は、国外関連者であるS社に対する役務の提供として国外関連取引に該当し（措法66の4①）、その国外関連取引につき、貴社が国外関連者S社から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないときは、その国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとみなして、国外関連者S社に移転したと認められる金額を貴社の所得の金額に加算することとされています（措法66の4①、措通66の4(8)－1）。

- (2) 国外関連者に対する役務の提供は、上記3の「②①以外の取引」、すなわち棚卸資産の販売又は購入以外の取引であることから、いわゆる基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）と同等の方法又はその他の方法（基本三法に準ずる方法、利益分割法、取引単位営業利益法、利益分割法・取引単位営業利益法に準ずる方法）と同等の方法のうちから、最も適切な方法により独立企業間価格を算定するものとされています（措法66の4②二、措令39の12⑧）。
- (3) 貴社は、S社及びP社が製造した製品を輸入して販売しており、S社及びP社との関係においてはそれらの製品の輸入が貴社の本来の業務であることからすれば、貴社が社員を派遣してS社及びP社の工場機械の保守点検作業を行うことは、いわば、貴社の本来の業務に付随した役務提供であると考えられます。
- (4) そして、課税庁は、法人が国外関連者との間で行う役務の提供のうち、当該法人又は当該国外関連者の本来の業務に付随して行われたものについて調査（税務調査）を行う場合には、必要に応じ、当該役務提供に係る総原価の額を独立企業間価格とする原価基準法に準ずる方法と同等の方法又は取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討するとしています（事務運営指針3－10）。調査官の指摘は、事務運営指針により、貴社のS社に対する役務の提供は、貴社の本来の業務に付随した役務の提供と認められることから、その役務の提供の対価の額を原価基準法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な方法として採用し独立企業間価格を算定する必要があるとするものと考えられます。

なお、本来の業務に付随した役務提供とは、例えば、海外子会社から製品を輸入している法

人が当該海外子会社の製造設備に対して行う技術指導のように役務提供を主たる事業としていない法人又は国外関連者が、本来の業務に付随して又はこれに関連して行った役務提供をいうものとされています。また、役務提供に係る総原価には、原則として、当該役務提供に関連する直接費のみならず、合理的な配賦基準によって計算された担当部門及び補助部門の一般管理費等の間接費まで含まれるものとされています。（事務運営指針3－10）

- (5) 原価基準法は、国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利益率を乗じて計算した金額を加算して計算した金額をもってその国外関連取引の対価の額（独立企業間価格）とする方法（措法66の4②一ハ、措令39の12⑦）であり、国外関連者に対する役務の提供の対価の額を、その役務の提供に要した人件費、材料費、旅費等の原価相当額に通常の利益率を乗じて計算した金額を加算して計算した金額とする方法は、原価基準法に準ずる方法と同等の方法（措法66の4②一二及び二）に該当するものと考えられます。
- (6) 貴社が国外関連者に該当しないP社との取引（独立企業間取引）において、人件費等原価相当額に利益率5%を乗じて計算した金額は適正な独立企業間価格と認められることから、同様の取引である貴社とS社との取引について、この利益率5%を通常の利益率として適用して算定した金額を貴社とS社との間における役務の提供の取引に係る独立企業間価格とするものです。このような算定方法は、課税庁においても最も適切な方法として採用されるものであり、法人が、法人又はその国外関連者の本来の業務に付随した役務の提供について、同様に原価基準法に準ずる方法と同等の方法により対価の額を算定しているときは、最も適切な方法による独立企業間価格として認められるものと考えられます。

（注）本事例は、国外関連者に該当しないP社との取引（独立企業間取引）が適切な比較対象取引とされますが、法人又はその国外関連者の本来の業務に付随した役務の提供について適切な比較対象取引がない場合に、事務運営要領の一定の要件を満たすときは、当該役務

提供の総原価の額にマークアップを行わず独立企業間価格とする方法の選定も認められるものと考えられます。

なお、事務運営指針3-9（企業グループ内における役務提供の取扱い）及び3-10（企業グループ内における役務提供に係る独立企業間価格の検討）については、平成30年2月16日付（査調9-45ほか）で改正されており、以下の事例も含め、これを踏まえて検討しました。

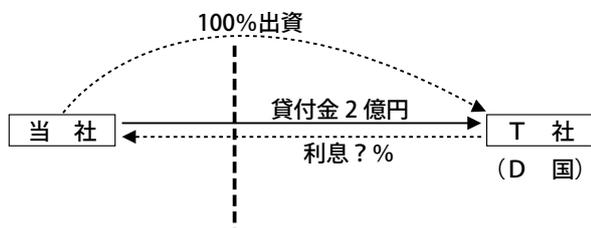
〈事例3〉外国子会社に対する貸付金の

適正利率（移転価格）

【質問】

当社（製造業）は、D国の100%子会社T社（製造業）の新規設備投資資金として円貨で約2億円の貸付けを計画しております。T社は当社の国外関連者であり、将来、移転価格課税上の問題が生じないように貸付利率を設定したいと考えております。しかし、当社は、比較可能な第三者貸付金を有していませんので、どのような利率を採用すればよいかご教授ください。

〈取引図〉



【検討】

- (1) 国外関連者に対する金銭の貸付けは、上記3の「②①以外の取引」、すなわち棚卸資産の販売又は購入以外の取引であることから、いわゆる基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）と同等の方法又はその他の方法（基本三法に準ずる方法、利益分割法、取引単位営業利益法、利益分割法・取引単位営業利益法に準ずる方法）と同等の方法のうちから、最も適切な方法により独立企業間価格を算定することになります（措法66の4②ニ、措令39の12⑧）。
- (2) 金銭の貸借取引に係る独立企業間価格の算定方法としては、平成23年6月の税制改正までは、独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法を他の方法に優先して適用するもの

とされていたことから（旧措置通66の4(6)-4(注)、これらの方法により独立企業間価格を算定する場合は適正なものとして認められるものと考えられます。

そして、具体的な算定方法として金銭の貸借取引について独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る通貨が国外関連取引に係る通貨と同一であり、かつ、比較対象取引における貸借時期、貸借期間、金利の設定方式（固定又は変動、単利又は複利等の金利の設定方式をいいます。）、利払方法（前払、後払等の利払方法をいいます。）、借手の信用力、担保及び保証の有無その他の利率に影響を与える諸要因が国外関連取引と同様であることを要することに留意することとされています（措置通66の4(7)-4）。なお、国外関連取引の借手が銀行等から当該国外関連取引と同様の条件の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率を比較対象取引における利率として独立企業間価格を算定する方法は、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法となることとされています（措置通66の4(7)-4(注)）。

したがって、金銭の貸借取引に係る独立企業間価格の算定方法としては、独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法あるいはこれらに準ずる方法と同等の方法の適用が考えられます。

- (3) しかしながら、金融業を営んでいない法人においては、比較可能な第三者貸付けを有していない場合も多いことから、課税庁は事務運営指針において、次に掲げる利率を独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による独立企業間の利率として適用することを検討するとしております（事務運営指針3-7）。したがって、これらの利率は、法人が国外関連者に金銭の貸付けを行う場合においてもその適用が認められるものと考えられます。

すなわち、法人及び国外関連者がともに業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合において、当該法人が当該国外関連者との間で行う金銭の貸付け又は借入れについて調査（税務調査）を行うときには、必要に応じ、次に掲げる利率を独立企業間の利率として用いる独立

価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討するものとされています。

イ 国外関連取引の借手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率（例えば、子会社の調達金利です。）

ロ 国外関連取引の貸手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率（例えば、貴社の調達金利です。）

ハ 国外関連取引に係る資金を、当該国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率（いわゆる運用金利です。）

なお、上記のイ、ロ及びハに掲げる利率を用いる方法の順に、独立企業原則に即した結果が得られるとされていますから、例えば、イとロのいずれの利率もがある場合には、イの利率によることとなります。また、ロに掲げる利率を用いる場合においては、国外関連取引の貸手における銀行等からの実際の借入れが、ロの同様の状況の下での借入れに該当するときには、当該国外関連取引とひも付き関係にあることは必要とされていません。

- (4) 貴社及びT社は製造業を営まれており、また、貴社は比較可能な第三者貸付金を有していないことから、上記(3)の事務運営指針3-7のイ、ロ及びハに掲げる利率を用いる方法の順に採用できる利率をT社に対する貸付利率として金銭の貸付けを行いその利息の支払を受けているときは、移転価格税制上も適正な貸付けに係る受取利息として認められるものと考えられます。

(注) 資金余裕がある親会社が外国子会社に自己資金を融資する場合であっても、上記(3)により利息を付す必要があります。

5 その他の国外関連取引に係る移転価格課税又は寄附金課税について

上記4では、独立企業間価格の算定が比較的簡易と考えられる国外関連取引について検討しました。次に、海外展開を外国子会社により行う場合の社員の出向や財務管理等の取扱いについて移転

価格課税又は寄附金課税の観点から検討します。これらは、大企業以外の企業についても同様に生じる問題ですが、比較的簡易な方法により独立企業間価格が算定される場合もあり、また、寄附金課税が生じる可能性もあります。

〈事例1〉外国子会社への社員の出向と

移転価格税制について

【質問】

当社100%出資のS国子会社T社は、当社が日本国内で製造販売するA製品の製造技術等の供与を当社から受けて、S国内でA製品を製造し、主に東南アジア地域で販売しています。当社は、この度、経理や営業の補助として若手社員2名（海外勤務による人材育成を兼ねています。）及び研究開発部門から技術指導社員3名の計5名をT社に出向させることにしました。これらの社員の給与は、T社が同社における役職や業務内容を基準に現地での標準給与相当額を支給し、当社は、出向前の給与水準との格差補てんのため、別途、留守宅手当を国内で出向者に支給します。なお、A製品の製造技術等の供与については、別途、T社と契約を取り交わし、T社から使用料を受領していますが、この度の出向については、この契約に含まれていません。

この度の出向に関して、当社とT社の間で移転価格課税、あるいは寄附金課税などの問題が生じる場合があるかどうかについてご教授ください。

【検討】

- (1) 国内においては、法人の使用人が他の法人に出向した場合においても出向者は出向元法人との間で雇用関係が維持されているため出向者に対する給与は出向元法人で支給する事例も多いことから、出向先法人における出向者給与相当額の負担額の適否が問題となる場合がありますが、この点は法人の社員が外国子会社に出向する場合も同様です。また、出向先法人が出向元法人の国外関連者であって、出向者がその業務遂行に際して出向元法人のノウハウ等の無形資産を使用する場合には、その使用の対価として相当な額の支払を受けているかについて移転価格税制上の問題となる場合があります。
- (2) 貴社はS国法人T社の発行済株式の100%を保有することから、T社は貴社の国外関連者に

該当しますので、T社が負担すべき出向者給与負担額が相当でない場合や、出向者がT社の業務を行う際に、その業務に関連して貴社が有するノウハウ等の無形資産を使用しているにもかかわらず、T社からその対価の額の支払を受けていない場合には、寄附金課税あるいは移転価格課税が問題となる恐れがあります。

イ まず、経理や営業の補助をする出向社員2名の業務の内容は補助業務で海外勤務経験による人材育成を兼ねるものであり、業務遂行に際し特に貴社が有するノウハウ等の無形資産を使用するものではないと思われます。このような場合は、T社においては自社の基準で給与相当額を負担すれば足り、寄附金課税や移転価格課税上の問題はないものと考えられます。

ロ 次に、技術指導社員3名は、貴社の研究開発部門において製造技術の開発等に従事し、高度な技術開発知識や経験を有しており、T社に出向してA製品の製造技術の指導を行うものであることから、その業務遂行に際し貴社の有するノウハウ等の無形資産を使用するものと思われます。貴社とT社が締結したA製品の製造技術等の供与に関する契約に、この度の出向による製造技術の指導が含まれていない場合は、貴社はT社にこれらの社員3名の給与相当額の負担を求めるだけでなく、別途、T社からノウハウ等の無形資産の供与の対価の支払を受けることが相当と考えられます。

T社は、技術指導社員3名については、これらの社員のT社における役職、あるいは業務内容を基準に現地での標準給与相当額を支払うということですから、特に課税上の問題は生じないものと考えられます。しかし、貴社がT社からノウハウ等の無形資産の供与の対価の支払を受けない場合は、移転価格課税あるいは寄附金課税の問題が生じるものと考えられます。

なお、貴社が出向社員5名に国内で支給する留守宅手当は、海外出向者に対する給与の格差補填として貴社の損金と認められます(法基通9-2-47)。

(3) そこで、貴社はT社との間でこの出向による無形資産の供与の対価についても適正な金額の

支払を受ける旨の契約等を締結し、実際にその対価の額の支払を受ける必要があるものと考えられます。なお、適正な対価の額の算定は、租税特別措置法に定める独立企業間価格の算定方法により行うものと考えます。

独立企業間価格の算定は、上記3のとおり、国外関連取引の内容に応じて定められた方法のうち、最も適切な方法により行うものとされています。無形資産の供与は、上記3の「②①以外の取引」、すなわち棚卸資産の販売又は購入以外の取引であることから、いわゆる基本三法(独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法)と同等の方法又はその他の方法(基本三法に準ずる方法、利益分割法、取引単位営業利益法、利益分割法・取引単位営業利益法に準ずる方法)と同等の方法のうちから、最も適切な方法により独立企業間価格を算定することになります(措法66の4②二)。

(4) 仮に、貴社がT社から無形資産の供与の対価の支払を受けていないとき、あるいは、支払を受けていてもその金額が上記の(3)により算定した独立企業間価格に満たないときは、その独立企業間価格あるいは独立企業間価格に満たない金額を貴社の所得の金額に加算することになります。また、貴社がT社から支払を受ける対価の額が独立企業間価格を超えるときは、海外への所得移転の問題はないことから、その差額について、所得金額の計算上、確定申告書等において減額することはできないこととされています(措通66の4(8)-2)。

(5) 国外関連者に寄附金を支出した場合の損金不算入は、上記(2)のとおり、国外関連者との取引に関する移転価格課税とは別個のものとして規定されています。この場合の寄附金の額は法人税法第37条第7項に規定する寄附金の額をいう(措置法66の4③)ものとされていますから、法人が国外関連者に対して金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合は寄附金の問題であり、国外関連取引に係る対価の額の問題は、基本的には、移転価格課税上の問題と考えられます。

事例の場合は、前提となる事実関係からは寄附金課税の問題は生じないものと思われますが、例えば、上記(2)において、T社が支給すること

となっている出向社員5名に対する給与相当額を貴社が負担した場合には、その負担した金額は、原則として、国外関連者T社に対する寄附金に該当し、その全額を貴社の所得の金額に加算することになります。

〈事例2〉外国子会社の財務管理等の費用

【質問】

当社は、当社が100%出資するJ国法人H社の財務部門の人材が手薄であることから、財務管理及び決算事務の指導のため、H社の月次の財務データを当社財務部門に送信させ、当社の社員がチェックの上、必要な補正を指示しております。また、3か月に1回程度、H社の財務監査及び決算事務の指導のため当社の社員を香港に派遣しています。

当社は、H社の財務管理及び決算事務の指導について、H社から対価の支払を受けていませんが、H社の適正な財務管理や決算事務により当社の連結決算事務等も円滑になることから、何ら税務上の問題は無いものと考えますが、いかがでしょうか。

【検討】

- (1) H社は貴社の国外関連者であることから、貴社が行うH社の財務管理及び決算事務の指導はH社に対する役務の提供であるとして、移転価格税制が適用される可能性があります。したがって、貴社が行うH社の財務管理及び決算事務の指導がH社に対する役務の提供に当たるか否かを検討する必要があります。
- (2) 課税庁においては、経営、技術、財務又は営業上の活動その他の法人が行う活動が国外関連者に対する役務の提供に該当し、その対価を授受すべきものかどうかは、その活動が当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものかどうかにより判断する必要があるとされており、具体的には、当該法人が当該活動を行わなかったとした場合に、当該国外関連者自ら当該活動と同様の活動を行う必要があると認められるかどうか又は非関連者が他の非関連者から当該法人が行う活動と内容、時期、期間その他の条件が同様である活動を受けた場合に対価を支払うかどうかにより判断するものとされています(事務運営指針3-9(1))。

なお、法人が行う活動には、法人が国外関連者の要請に応じて随時活動を行い得るよう定常

的に当該活動に必要な人員や設備等を利用可能な状態にしている場合が含まれることに留意するものとされています(事務運営指針3-9(1)注)。

そして、経営、技術、財務又は営業上の活動その他の法人が行う活動が非関連者が国外関連者に対して行う活動又は国外関連者が自らのために行う活動との間で、その内容において重複(一時的に生ずるもの及び事実判断の誤りに係るリスクを軽減させるために生ずるものを除きます。)がある場合には、当該法人が行う活動は、国外関連者に対する役務提供に該当しないものとされています(事務運営指針3-9(2))。

また、国外関連者の株主又は出資者としての地位を有する法人(以下「親会社」といいます。)が行う活動であって、例えば、親会社の株主総会の開催のための活動や親会社による金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書を作成するための活動は、親会社が専ら自らのために行う株主としての活動であることから、当該国外関連者に対する役務の提供に該当しないものとされています(事務運営指針3-9(3))。

なお、親会社が国外関連者に対して行う特定の業務に係る企画、緊急時の管理若しくは技術的助言又は日々の経営に関する助言は、株主又は出資者としての地位を有する者が専ら自らのために行うものとは認められないことから、これらが当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有し、かつ、非関連者が当該国外関連者に対して行う活動又は当該国外関連者が自らのために行う活動との間で重複しない限りにおいて、当該国外関連者に対する役務提供に該当するものとされています(事務運営指針3-9(3)注1)。

親会社が国外関連者に対する投資の保全を目的として行う活動は、当該活動が当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有し、かつ、非関連者が当該国外関連者に対して行う活動又は当該国外関連者が自らのために行う活動との間で重複しない限りにおいて、当該国外関連者に対する役務提供に該当するものとされています(事務運営指針3-9(3)注2)。

- (3) 上記(2)により、財務関係の親会社の活動については、例えば、①自社の株主総会開催のため子会社の財務・管理データを自ら収集する、②

金融商品取引法に基づく有価証券報告書の作成を目的に子会社からの送信データをチェックし必要な修正を指示する、③連結財務諸表監査のために外部監査法人が行う子会社の監査に自社の財務担当者を同行させる、④会社法に基づいて行う企業集団の業務の適正を確保するための必要な体制の整備を図るため、子会社の所在地国における現地法令の遵守状況の監査及び問題点の改善指導を行う、⑤自社の投資家のために、自社のホームページに子会社の経営方針、財務データなどのIR情報の掲載を行う、⑥自社及び子会社の財務情報から自社グループの国別報告書を作成する、などの活動はいわゆる株主活動であり、子会社に対する役務の提供に当たらないとされていますが、⑦子会社の作成した予算原案をチェックするとともに、年間計画上問題がある場合には修正指示を行い、子会社はこれに基づき年間予算を作成する、⑧子会社の財務活動が円滑に行われるよう、新規設備投資に対する判断、リスク分析及び現預金管理を含む資金調達等のアレンジ等を行う、などの活動は子会社にとって経済的又は商業的価値を有するものであり役務の提供に該当するものとされており(事務運営指針参考事例集:「事例23企業グループ内役務提供」)、具体的な事例の判断において参考となります。

- (4) そして、貴社が行うH社の財務管理及び決算事務の指導は、H社の財務部門の人材不足を補い、併せて財務監査や決算事務の指導を行うものであり、貴社の株主活動というよりは、H社の財務管理の支援的な性格が大きいものと思われます。したがって、貴社の活動を①H社の活動に重複する活動あるいは貴社の株主活動でありH社にとって経済的又は商業的価値を有しない部分と、②人的支援などH社にとって経済的又は商業的価値を有する活動であり役務の提供に該当する部分とに区分した上で、貴社は、②の役務の提供に該当する部分についてH社から相当の対価の支払を受ける必要があるものと考えられます。貴社が、その役務の提供についてH社から相当の対価の支払を受けていない場合には、移転価格課税上の問題が生ずることになります。

〈事例3〉外国子会社の設備導入費用の負担

【質問】

当社(製造業)のT国の100%子会社G社(製造業)は、コンピュータ支援設計システムを導入し、設計業務の効率化を図ることになりました。システムの導入費用約1億円は、G社の資金負担能力が十分でないため当社が負担しますが、システムはG社の資産となります。G社は、製品をT国市場で販売するほか、同じ製品を当社が日本市場で販売するために供給しており、当該システムの導入により当社への迅速な製品供給が可能になるなどの効果が期待できます。このような費用を負担した場合も、税務上、寄附金課税等の問題が生じるのでしょうか。なお、G社がT国市場で販売する製品価格と当社に販売する製品価格には特段の差はありません。

【検討】

- (1) 法人が、国外関連者との間で国外関連取引を行った場合に、当該取引につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなして、国外関連者に移転したと認められる金額を当該法人の所得の金額に加算することとされています(措法66の4①、措通66の4(8)－1)。(移転価格課税)
- また、法人が支出した寄附金の額のうち当該法人に係る国外関連者に対するものは、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています。なお、この場合の寄附金は、法人税法第37条第7項に規定する寄附金の額をいうものとされています(措法66の4③)。(寄附金課税)
- (2) 法人税法上は、法人が資本等取引以外の取引を行った場合には、別段の定めがあるものを除き、資産の売却、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受その他の取引に係る収益の額を益金の額に算入するものとされています(法第22②)。また、法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与(広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費

及び福利厚生費とされるべきものを除きます。)をした場合に、その金銭の額や資産の価額等は寄附金の額とされています(法法37⑦)。

- (3) 事例は、G社が取得するコンピュータ支援設計システムの導入費用を貴社が負担するものですが、当該システムの導入により貴社への迅速な製品供給が可能になるなどの効果が期待できるとしても、当該システムはG社の事業の効率化を図るものであり、その導入に要する費用はG社が負担することが相当と考えられます。

したがって、貴社がその費用を負担する場合は、上記の「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」に該当し、その負担した額は寄附金の額とされます。そして、G社は貴社の国外関連者であることから、当該寄附金の額は国外関連者に対する寄附金の額に該当し、その全額が損金の額に算入されないこととなります(措法66の4③)。

なお、法人が国外関連者に対して資産の販売、金銭の貸付け、役務の提供その他の取引(資産の販売等)を行い、かつ、当該資産の販売等に係る収益の計上を行っていない場合において、当該資産の販売等が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与に該当し、国外関連者に対する寄附金として損金不算入の規定が適用される場合は、移転価格課税の規定は適用しないこととされています(事務運営指針3-19イ)。

〈事例4〉 国外関連取引に係る価格調整金

(移転価格又は寄附金)

【質問】

当社(3月決算)は、M国の100%子会社K社(2月決算)が製造した製品を輸入し(円貨建て)、国内で販売しています。近年の人件費上昇に加え為替相場の円安傾向の影響から、K社の中間決算(8月)は大幅な欠損となりました。そこで、当期首(4月)に遡及してK社との取引価格を見直し、価格調整金をK社に支払うことを検討しております。K社との間で価格調整金についての契約や覚書などはありませんが、当社としては、K社への資金援助ではなく、取引価格を見直すものであることから、税務上、移転価格課税や寄附金課税等の問題は生じないものと考えていますが、いかがでしょうか。

【検討】

- (1) 移転価格税制上、法人が、国外関連者を行う取引(国外関連取引)は、独立企業間価格で行われたものとみなされますから、貴社のK社からの製品輸入に係る支払対価の額が独立企業間価格を超えるときは、その超える部分の金額はK社への所得移転額として貴社の所得金額に計算することとされています(措法66の4①、措通66の4(8)-1)。
- (2) 国税庁の事務運営指針では、法人が価格調整金等の名目で、既に行われた国外関連取引に係る対価の額を事後に変更している場合には、その変更が合理的な理由に基づく取引価格の修正に該当するものかどうかを検討するものとされており、その変更が国外関連者に対する金銭の支払又は費用等の計上(支払等)により行われている場合には、その支払等に係る理由、事前の取り決めの内容、算定の方法及び計算根拠、その支払を決定した日、その支払等をした日等を総合的に勘案して検討するものとされています。なお、その支払等が合理的な理由に基づくものと認められない場合には、その支払等が国外関連者に対する寄附金等の損金不算入(措法66の4③)の適用を受けるものでないかを検討するものとされています。(事務運営指針3-20)
- (3) 価格調整金は、貴社とK社との間で事前に取り決められたものではなく、また、独立企業間においては、人件費の上昇など取引価格に影響を及ぼす要因は、一般には、あらかじめ取引価格の交渉において当事者間で検討されるものであり、その取引価格を事後的に見直す場合は、あらかじめ契約等で取り決められた要件や算定方法などにより行われるものと考えられます。また、為替リスクは、一般には、取引日と決済日との為替相場による一種の財務損益であることから、法人個々が先物為替予約等によりリスク回避を図っており、移転価格税制上も為替損益は独立企業間価格に含まれないものとされています(措通66の4(4)-3)。

なお、為替損益については、製造業者等が、商社等を通じて製品の輸出や輸入等の取引を行う場合に、その取引に係る商社等の為替損益相当額の全部又は一部を製造業者等が負担する特

約を付する場合がありますが、これはあらかじめ契約等で取り決めた条件で行われるものであり、合理的なものとして認められています（法基通13の2-1-11）が、事例の場合はこれには該当しません。

また、法人が子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等（無利息貸付け等）をした場合において、その無利息貸付け等が業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等、相当の理由がある場合は、その無利息貸付け等による経済的利益の額は寄附金の額に該当しないものとされています（法基通9-4-2）が、事例の場合はK社の再建計画に基づくものではないのでこれには該当しません。

- (4) 事例の場合の価格調整金は、上記(3)のとおり、あらかじめ契約等で取り決められたものではなく、一般に、独立企業間で行われるような価格調整によるものではないことから、合理的な取引価格の見直しとは認められないものと考えられます。したがって、貴社が国外関連者であるK社に価格調整金として金銭を支払った場合は、その金額は国外関連者であるK社に対する寄附金等と認定される可能性が高く、寄附金等とされた金額は貴社の所得の金額の計算上、損金の

額に算入されないこととなります（措法66の4③）。

6 まとめ

移転価格税制は、実際に適用される場合は極めて難解な税制ですが、上記4及び5において検討したように、国別情報、マスターファイル（事業概況報告事項）、ローカルファイルといった移転価格文書化の対応が求められる大企業のみならず、国外関連取引の金額がそれほど大きくない企業であっても、税務調査において課税関係が検討される可能性があるものと考えられます。

大企業においては、取引金額の大きな国外関連取引について移転価格課税のリスク回避のため、課税当局の事前確認手続きを活用する場合も多く、その結果、税務調査による多額の課税もれ実績も減少しているものと考えられます。

一方、国外関連取引の金額がそれほど大きくない企業においては、費用対効果等の面からも課税当局の事前確認手続きが活用される場面は少ないのではないかと考えられますが、国外関連取引を行うに当たって、移転価格税制の観点からも、その取引条件や取引価格の決定要因等を検討することは移転価格課税あるいは寄附金課税のリスク回避の面からも有効ではないかと考えます。

速報！ 第125回野球大会優勝！



2連覇達成！ 歓喜の胸上げ！

4月17日に行われた「第125回支部対抗野球大会」にて、「日本橋支部野球部」が前回（秋季大会）に引き続き優勝を勝ち取り、2連覇を達成しました！今回で9回目の優勝となります。

白熱した戦いが繰り広げられ、準決勝は渋谷支部を3-0で、決勝は新宿支部を7-2で見事勝利することができました。

個人タイトルは「最高殊勲選手賞」を渡辺 英樹会員、「優秀投手賞」を今井 信吾会員がそれぞれ受賞しました。



勝利に向かって円陣

皆様の応援ありがとうございました！！

随筆



ラグビー雑感

おかむらむねお
岡村宗男

今年度から広報部の幹事を拝命しております岡村です。どうぞよろしくお願いいいたします。今号の随筆を担当させて頂くことになりましたので、ラグビーについて書いてみたいと思います。とは言うものの、ラグビーをプレーした経験は全く無く、テレビドラマのスクール・ウォーズを泣きながら見た記憶がある程度です。息子が中学でラグビーを始めた事と2015年のワールドカップ(以下、RWC)・イングランド大会がきっかけの、いわゆるわかラグビーファンです。ですので、以下の内容に誤りがあるかもしれませんがご容赦ください。

1823年にイギリスのラグビー高校のウィリアム・エリスという生徒が(ラグビーとサッカーの区別が無かった当時の)フットボールの試合中にボールを抱えて走り出したのがラグビーの始まりとされていますが、この当時のフットボールにはまだ統一的な規則が無かったようです。エリスがプレーした試合でも、ボールを手で持つこと自体は反則ではなく、ボールを持ったまま前に走ったことがルール違反となったとの事。日本人で最初にラグビーを経験したのは後に東京大学総長や文部大臣等を歴任した菊池大麓(だいろく)。1872年、ケンブリッジ大学留学中にプレーしたということです。

ラグビーの特徴としては、ボールが楕円形であることがあげられます。試合中は、この絶妙な形状が予想外の出来事を生じさせて幸運又は悲運という結果をもたらすことから、その不確実性に因んで人生に例えられることが多いスポーツでもあります。2016年に亡くなられた平尾誠二氏はその著書の中でラグビーを理不尽なスポーツとして形容されていますが、「理不尽が人を鍛える」とも述べられています。予測不能な事が起こる中で理不尽な困難を克服しながら勝利のために努力を

重ねる。人の生き方に照らし合わせることができるところにも、ラグビーの醍醐味があるのかもしれませんが。

日本を代表するラグーマンを2人あげるとすれば、個人的には宿沢広朗(ひろあき)と平尾誠二となります。残念ながらお二人とも鬼籍に入られてしまいましたが、もしお二人がご存命であったならというのが、多くのラグビー関係者の想いでしょう。宿沢氏は後に三井住友銀行の取締役にもなられたビジネスエリートですが、なんとといっても1989年5月に日本代表チーム(以下、ジャパン)が強豪スコットランドを破った試合の監督として有名です。明確な戦略と緻密な戦術で、体格で劣るジャパンに勝利をもたらしました。日本ラグビー界のリーダーとなるべき人でした。平尾氏はそのスコットランド戦にもセンターとして出場していますが、ミスター・ラグビーとして慕われた人でもあります。亡くなられる前年の11月、息子の通う中学に講演に来て下さいました。今にして思えば病状は相当に深刻だったはずで、痩せられたお体で、ゆっくりと壇上に登られました。ただ、ご自身の病苦に関する事は一切お話にならず、ユーモアとエピソードで聞く者を魅了し、笑いと涙に溢れたすがすがしい時間でした。



ラグビーに関心のない方であっても、RWCイングランド大会での日本の活躍を覚えていらっしゃる方は少なくないでしょう。24年間RWCで勝ち星のなかった日本が世界ランキング3位(当時)の南アフリカ代表(通称、スプリングボクス)を倒した試合は、後に「(開催地)ブライトンの奇跡」、「RWC史上最大の番狂わせ」と言われる程に、世界中を驚かせました。あの試合のビデオは何十回と見ましたが、試合終了まで残り10分間のシーンを見る度に、毎回鼻の奥が熱くなります。32対29と3点差の劣勢の中、約9分に及ぶ(ノームスの)連続攻撃で攻め立てました。ロスタイム2分過ぎに同点引き分けとなるペナルティーゴール(PG)のチャンスを得て、監督のエディー・ジョーンズさえも同点で構わないとしてPGを指示したにもかかわらず、フィールドの選手達が逆転のトライを狙うスクラムを選択した場面では、必ず涙腺が崩壊してしまいます。ウイングのカーン・ヘスケス選手が相手巨漢ウイングの決死のタックルを振り切って左隅にトライを決めた時、観戦した世界中のラグビーファンが拳を空に突き上げました。

いよいよ来年の9月に、ワールドカップが東京にやってきます。もちろん日本の活躍を期待していますが、世界のトッププレーヤー達を肉眼で見ることができるチャンスなのでとても楽しみです。生の‘ハカ’(ニュージーランド代表が試合前に行う戦いのダンス)も観たいですし、アルゼンチン代表の国歌斉唱時の‘大泣き’(感極まって泣いてしまう選手が大勢います)も見逃せません。チケットはまだ入手できていませんが、へそくりを使い果たしてでもでもゲットするつもりです。

最後になりますが、拙い内容にもかかわらず最後までお読みいただき深謝申し上げます。



特集

A-Zセミナー7thを受講して



A-Zセミナーを受講して

かわぐちまり
川口 真理

何年か前から、A-Zセミナーという研修が東京会で行われていることを税理士界の新聞で知りました。しかし、募集要項を良く読んでみると、土曜日の午後の時間帯で、全8回(約2か月)あり、毎回必ず出席しなければならないという条件に尻込みをしてしまい、ずっと参加することを躊躇していました。毎年の募集要項が出るたびに参加したいと思うのですが、なかなか参加できない自分が嫌になり、今年こそは!という意気込みで申し込みました。

また、日本橋支部にA-Zセミナーの先輩が何人かおり、申し込む前にA-Zセミナーの感想や

どのような研修をするのかを独自に調査してみました。結果としては皆さん口を揃えて言うのが「A-Zセミナーは参加して良かった」「A-Zセミナーはお勧めだよ」というものばかりでした。確かに、毎回分野の違う先生方(それも各分野のスペシャリスト)の講義を聞けるなんて滅多にないことだとは思っていましたが、それが確信に変わりました。本来ならば税理士たるもの、研修ではなく自分自身で知見を深めるためにこのような先生方の講義を(高い研修費を払ってでも)聞きに行くべきなのに、それが研修という枠を用意してもらい、格安すぎる研修費で受講することができ、おまけに研修の単位にもなるなんて、参加しない理由はどこにもありません。

実際、参加してみると他支部の参加者が多く、知らない人だらけで圧倒されてしまいました。しかし、毎回講義の後にグループに分かれてグループ毎の意見をまとめて発表するグループワークが

ありました。そのグループワークの中で自分の意見を発言したり、グループとしての意見をまとめたり、発表者を決めたりと限られた時間の中でまとめなければならないので、同じグループの人とは自然と距離が近付いたように思います。

また、初めの頃はこのグループワークが思ったより大変でしたが、回数を重ねるごとにグループワークの重要性が理解できるようになりました。やはり、講義を聞くだけで終わる研修ではなく、与えられた課題に対して、限られた時間ですが調べて意見をまとめて発表し、講師の先生に評価してもらうという一連の流れが普通の講義型の研修にはない特徴であり、身になる要因だと思いました。

まだA-Zセミナーを受けたことのない方や興味のある方には是非参加していただきたい、胸を張ってお勧めできる研修だと思います。

A-Zセミナーを受講して

ふじむらなおき
藤村直樹

2017年7月15日から9月16日まで2か月全8回にわたり行われる、A-Zセミナー(A:明日の・Z:税理士会を担う人材育成)に参加し、無事終了する事が出来ました。

各回別の講師を迎え、前半2時間の講義、後半3時間は議題を基に6人「8グループ」に分かれてのグループディスカッション・発表、質疑応答、講師講評と流れます。

土曜日にわざわざ自主的に来ている受講生側の税理士も熱い方が多く熱気が違います。

A-Zセミナーの良い所は、税法だけでなく様々な法律や制度があり、関連しあって成り立っていることが分かる、幅の広い講義です。

税理士は税に関する専門家ですが、法律の解釈や運用の側面には詳しい一方、立法の過程には疎い傾向にある様に感じます。

そういった意味でも、講義の中で一番印象に残っているのは、「法制実務」です。(講師は衆議院法制次長：橋幸信先生)

この講義のグループワークの課題は「受動喫煙防止対策の強化に関する健康増進法の一部改正に

ついて」

主な論点は、

- ① 喫煙禁止場所の範囲(特に、飲食店の取扱い)をどのように考えるか。
- ② 喫煙者の利益(権利)に、どの程度配慮すべきか。
- ③ 全体として、国民の理解を得られ、かつ、実効的な制度となるか。

議論については割愛しますが、税法と関わりが少ないこと、禁煙者・喫煙者の捉え方のギャップ、みんなたどり着くべき結論が分からず、好き放題言っていました。

この回は自身が発表の番だったのですが、案の定50分間では纏まらず、「とりあえず、5分何かしゃべってきて」感を出され、発表ブースに放り出されたのを強く覚えています。

発表する立場である以上、うまく自分の思う方向へ導かなければいけなかったと反省しました。

他にも、同・他支部の方と知り合いになれるということも良い点だと思います。

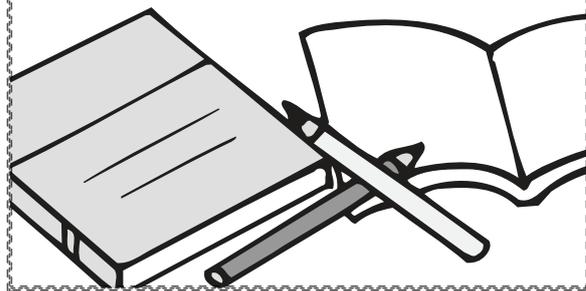
グループワークで全く知らない人と話さなければならぬので、良くも悪くもだんだん『仲間』になっていきます。

投稿原稿募集について

日本橋支部広報部では投稿原稿や表紙の写真を募集しております。研究論文や随筆、短歌や俳句、4コマ漫画など、多岐にわたって募集いたします。

また「新しい企画」のアイデアも募集します。より良い会報誌を支部会員の皆様に提供するために、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

広報部長 増田 和弘



A-Zセミナーは法律知識だけでなく、コミュニケーション能力・物事をまとめる能力・リーダーシップ、といったことも鍛えることを目的としています。

他の研修とは一味違い、自分の足りないものを痛感させられます。

今年は税理士登録後、2年目！！1年生時よりもっともっと邁進していきたくと思います。

写真は、3年前の板橋Cityマラソンです。

初フルマラソン・完走、だったので、テンション上がってしまい1人並び、撮ってしまいました。



A-Zセミナーを受講して

やす だきょう こ
安田京子

A-Zセミナー7thへの応募動機は、魅力的な講師陣の方々にあった。

毎回のプログラムは、前半の講義と後半のグループワークで構成されていた。

講義については、講師の先生に直接質問ができる絶好の機会であるため、主催者側から、事前の準備として紹介された参考書籍等は予め目を通し、質問の準備をして各回のセミナーに臨んだ。しかし当初は、質問の手を挙げるのが出来なかったことを後悔している。第4回目からは毎回質問をして、各講師の先生方から貴重なご教示を頂いた。

グループワークは、当日に課題が与えられ、グループで討議した結果を発表する形式であるため、非

常に緊張した。税理士試験よりも神経をすり減らした気がする。グループのメンバーにも恵まれて、各人の考え方に接することにより、あらためて勉強させられることが数多くあった。さらには、本セミナーの受講会員及びサポートの先生方に出会うことができ、仲間と学び、仲間と議論し、グループの意見として一つの方向に収斂してゆく素晴らしさを実感した。まさに、明日の税理士会を担う人材が結集したなかで、一緒に勉強させて頂いたことは、有意義な体験であった。

また、毎回の講義に先立って、本セミナー小委員会の方（後日に菅納先生ご執筆と伺った）から次回の講座に向けての基礎知識等のご案内を頂いたことは、予習のツールとして、大変参考になった。心より御礼を申し上げたい。

本セミナーでは、法律解釈の仕方を基本から学び、演習する場を提供して頂いた。ここに、本セミナーの意義を感じる。

なお、最も印象深くて楽しかった講義は「財政学」と「法制実務」であった。今度は傍聴者として参加させて頂きたく思う。ただ、後者の講義で質問した件として、我が国の立法過程を国民が確認できない状況（不透明）にあることは、残念である。今後の改革を期待したい。

修了レポートは、「国税通則法第71条第1項第二号と非申請型義務付けの訴え」の余地を論ずべく、テーマに取り上げた。ただし、私の見解と本講座行政法講師の先生の見解とは、若干異にする。

ところで、将来、「AIが発達すると税理士が必要なくなる？」とか言われている。税理士法第1条の「使命」には、「納税義務者の信頼にこたえ、……、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」とある。人間であれば「わからない」「知らない」と言えるところ、AIはインプットされたデータのみ拘束されるため、間違った答えを導く虞がある。AIがどんなに発達しても、税務署と折衝し、税法を解釈し、納税者の事情に当て嵌めて判断することは、AIには対応できない仕事であると考えます。本セミナーを受講してこの点を強く肝に銘じた。

最後に、セミナーと一緒に勉強した仲間とサポートをして下さった先生方に、厚く感謝を申し上げます。



A-Zセミナーを 受講して

よしたか かな
吉鷹香菜

私がA-Zセミナーの受講を決めたきっかけは、学生時代の恩師である三木義一先生が租税法の講師であることでした。先生の授業は教科書通りに進めていくというのではなく、各々の意見を取り入れながら疑問を洗い出していくというスタイルゆえ、税法はもとより話術等、相手に伝えるという手法についても改めて勉強させて頂きました。

A-Zセミナーでは、毎回違うテーマで、それぞれ名門講師の方々の研修を受けられるので、税法はもちろん、憲法、民法といった税法を理解する上で基礎となる根本を再確認する機会となりました。就業中は実務中心の考え方になるため、根本の法制度を理解することに時間を費やすことが大変少なくなるように感じます。実務を行う上で、このような機会を得ることはとても重要であると感じますし、実務で教科書として使用している本の著者である先生方のお話を直接聞けることは大変勉強になりました。

A-Zセミナーの中心は講義に基づいて行われるグループ発表でした。いくつかの問いに対し、短時間でグループの意見をまとめ、一つの結論を導いていくことは容易

ではなく、持ち合わせの知識では解決しきれないものばかりでした。当日にならないと問いはわからないため事前準備もできず、幅広い知識や経験が求められ、100%の理解が得られない回もありました。

ですが、同じグループになる先生方は皆、環境、年齢、経歴が当然違いますので、毎回思いもよらない意見が出ます。そしてその中で新たな課題が見つかるという流れで、毎回とても新鮮な気持ちで受講することができました。

一番参加して良かったと感じているのは、年齢、環境を超えた横のつながりができたことです。勉強熱心な先生方、貴重なご経験をされている先生方とつながることができ、貴重な意見を聞く機会も増えました。様々な勉強会にもお声がけ頂けるようになり、大変感謝しております。毎回時間を確保すること自体が挑戦ではありましたが、ここでしか積めない貴重な経験をさせて頂きました。ぜひ今後も続けて頂きたいと思えます。



平成29年度 東京税理士会日本橋支部定期総会研修会

日 時：平成30年6月25日(月) 午後1時30分～午後3時00分

場 所：ロイヤルパークホテル 2F有明の間

テ マ：「吉野家V字回復の軌跡～同じ方向を共有する組織づくり～」

講 師：安部修仁氏 (株式会社吉野家ホールディングス会長)

定期総会：(研修会終了後) 3時30分から 有明の間

————— 会員皆様の出席をお願いします —————

※ 今回の総会では、出席者の3分の2以上の賛成が必要な特別議決があります。委任状を含めて、ぜひご協力をお願いいたします。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成29年12月15日(金)15時45分～

I 審議事項

1. 平成29年分確定申告期の無料相談等の件
2. 八団体合同賀詞交歓会の件(平成30年1月26日(金))
3. その他
各種無料相談担当者の慰労会開催の件

II 報告事項

1. 支部規則の一部改正の件
2. 登録調査の件
3. 中間監査(11/15)の件
4. 税務功労者感謝状贈呈式(11/21)の件
5. 国税局との連絡協議会開催(11/27)の件
6. 署との定例連絡会(12/11)の件
7. その他

- ① 新春講演会の開催と出演者の紹介「税金よもやま話」
- ② 新入会員説明会を行い18名が出席した。

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

◎支部幹事会報告

平成30年1月23日(火)10時30分～

I. 審議事項

1. 平成30年度 賀詞交換会会場、日時等の件(平成31年1月)
2. その他
なし

II. 報告事項

1. 賀詞交歓会の件
2. 登録調査(1/11)の件
3. 新年賀詞交換会(1/15)の件
4. 日本橋税務懇話会(1/19)
5. 納税者支援センター相談員の推薦の件
6. その他

- ①金融懇話会

- ②東京会選挙日程の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

◎支部幹事会報告

平成30年2月14日(水)10時30分～

I 審議事項

1. 支部規則、支部役員選挙規則の一部改正の件
2. 支部常会(4月11日)の件
3. 顧問相談役会(4月25日)の件
4. その他として、選挙管理委員と推薦委員選任の報告

II 報告事項

1. 確定申告無料相談の件
2. 青色申告会との協議会(1/25)の件
3. 八団体合同賀詞交換会(1/26)の件
4. 東京税理士会・東京税政連合同セミナー(2/2)の件
5. 登録調査(2/9)の件
6. その他

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

◎支部幹事会報告

平成30年3月22日(木)10時30分～

I 審議事項及び決議について

なし

II 報告事項

1. 税理士記念日無料相談(2/23)の件
2. 確定申告無料相談(2/28～3/2)の件
3. 登録調査(3/16)の件
4. 各種無料相談担当者の慰労会(3/22)の件
5. その他
HPリニューアルの件

(総務部長 結城 昌史)

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成29年12月4日(月)18:00～20:00
 テーマ：「所得拡大税制の実務～別表の表記をふまえ～」

講 師：税理士 西野 道之助氏

会 場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日 時：平成29年12月12日(火)14：00～17：00
 テーマ：「国際課税の基礎」最近の調査現場から
 講 師：税理士 望月 文夫氏
 会 場：AP東京八重洲通り11F

日 時：平成30年1月15日(月)15：30～17：00
 テーマ：新春講演会(寄席)「税金よもやま話」
 講 師：ナイツ(漫才師、塙 宣之氏・土屋 伸之氏)
 桂 米多朗氏(落語家、真打)
 会 場：ロイヤルパークホテル

日 時：平成30年1月24日(水)14：00～17：00
 テーマ：「軽減税率及びインボイス制度の導入に係る疑問点など」
 講 師：税理士 和氣 光氏
 会 場：AP東京八重洲通り11F

日 時：平成30年2月1日(木)13：30～16：00
 テーマ：「平成29年分確定申告にあたっての留意事項」
 講 師：日本橋税務署担当官
 会 場：東実健保会館6階ホール

日 時：平成30年2月8日(木)18：00～20：30
 テーマ：「税務調査上問題になり易い土地評価事例～現場の実務に活かす通達・裁決等の見方～」
 講 師：税理士 渡邊 正則氏
 会 場：日本橋支部会議室
 ※ DVD研修

日 時：平成30年3月20日(火)18：00～20：00
 テーマ：「最近の中小企業経営強化支援策について～経営力向上計画、早期経営改善計画の策定ポイントを中心として～」
 講 師：税理士 湊 義和氏
 会 場：日本橋支部会議室
 ※ DVD研修

日 時：平成30年4月11日(水)14：00～17：00
 テーマ：一部「品位保持に関する説明」
 二部「税理士のための生命保険税務～最近よくある質問を中心に～」
 講 師：一部 東京税理士会綱紀部
 二部 税理士 追中 徳久氏
 会 場：東実健保会館6階ホール

日 時：平成30年4月23日(月)18：00～20：00
 テーマ：「法人の休業をめぐる税務問題～申告義務、均等割納付義務判定と課税保留、個

人事業への移行に伴う留意事項～」
 講 師：税理士・公認会計士 濱田 桂氏
 会 場：日本橋支部会議室
 ※ DVD研修

日 時：平成30年5月14日(月)14：00～17：00
 テーマ：「事業承継税制と小規模宅地等の改正(仮題)」
 講 師：税理士 松岡 章夫氏
 会 場：綿商会館6階

日 時：平成30年6月25日(月)13：30～15：00
 テーマ：「吉野家V字回復の軌跡～同じ方向を共有する組織づくり～」
 講 師：安部 修仁氏
 会 場：ロイヤルパークホテル

日 時：平成30年7月18日(水)14：00～17：00
 テーマ：「外形標準課税を中心とした事業税(仮題)」
 講 師：中央都税事務所担当官
 会 場：T-CATホール

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成29年12月8日(金)17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年1月12日(金)17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年2月9日(金)17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年3月23日(金)17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年4月13日(金)17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年5月11日(金)17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年6月8日(金)17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年7月13日(金)17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年8月10日(金)17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年9月7日(金)17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

(研修部長 引地 栄二)

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成29年12月から平成30年3月までの野球部の活動に関してご報告致します。

昨年の9月に行われた支部対抗野球大会にて、多くの皆様の応援のお陰で優勝をする事ができましたが、この結果に満足する事なく、連覇を目指し気持ちを新たに全体練習に励んでおります。

3月までの活動状況は以下のとおりです。

- 12月21日 練習（神宮軟式野球場）参加者15名
 1月12日 練習（浜町グラウンド）参加者13名
 1月23日 新年会（昨年の最高出塁率王である阿部マネージャーの主催）
 2月7日 練習（浜町グラウンド）参加者13名
 3月22日 練習（高架下）参加者13名
 3月26日 練習試合（神宮軟式野球場VS渋谷支部）
 3月26日 練習試合（神宮軟式野球場VS本郷支部）
 3月31日 練習試合（江戸川グラウンド）
- また、現状で決まっている今後の予定として、第125回支部対抗野球大会のスケジュールをお知らせします。
- ※トーナメント戦です
- 4月3日 神宮軟式野球場 VS町田支部
 4月3日 神宮軟式野球場 VS(西新井支部 予定)
 4月9日 神宮軟式野球場 VS（3回戦）
 4月9日 神宮軟式野球場 VS（4回戦）
 4月17日 神宮軟式野球場 VS（準決勝）
 4月17日 神宮軟式野球場 VS（決勝）

以上のとおり、第125回支部対抗野球大会の初



戦は町田支部との対戦が決まりました。

支部で野球をさせて頂ける事への感謝の気持ちを忘れず、良いご報告ができるように選手一同頑張ります。

今後とも野球部へのご理解とご協力をお願いします。

（野球部 吉田 邦彦）

〈囲碁部〉

1月20日(土)に日本橋支部会議室で京橋支部との親善大会を開催しました。9名の参加でしたが京橋支部に1名の欠席があり、8名で3回戦を戦い結果は16勝8敗で日本橋支部の勝利となりました。当日の参加者の平均段数は、日本橋支部3.6段、京橋支部3段でした。

3月22日(木)に支部会議室において春季大会を開催し、10名の参加で3勝1敗が4名の激戦となりましたが目数の差で次の通りの結果となりました。

優勝 竹田 修 二段 3勝1敗
 準優勝 中西 茂廣 五段 3勝1敗
 第1位 浅井 光政 七段 3勝1敗

去年は6名と寂しい大会でしたが、今回は試合内容も白熱し、時間一杯の激戦が数多くみられました。

4月12日(木)には白江八段によるプロ指導をお願いしております。

他の月では、定例の月例会を開催しております。

（囲碁部 花山 三郎）

〈ゴルフ部(TNG会)〉

2018年12月以降のゴルフ部の活動を報告いたします。

12月7日(木)に藤ヶ谷カントリークラブにて開催。参加人数は24名。

優勝・二瓶 正之
 2位・湯本 康弘
 3位・森 一郎

3月27日(火)に相模原ゴルフクラブにて開催。参加人数は24名。

優勝・駒ヶ谷 泉一
 2位・山科 裕紀
 3位・森 一郎

〈歌舞音曲部〉

通称カラオケ部は毎月原則第2火曜日の6時よりカテリーナで例会を開催しております。

場所は甘酒横丁通りで人形町から明治座に向かって歩き左側に日清紡ビルの手前の道を左に曲がり15メートル歩くと駐車場が見えて来て、その右側を見るとカテリーナの看板あり、1階がラーメン家の2階です。共に楽しく唄いましょう。

場 所 カテリーナ 人形町2-29-3

電 話 03-3639-5678

月例会費 2,000円

日本全国のおいしいお酒とまい泉のカツサンドとおつまみ等を囲みながら楽しい2時間過ごしておりますので、ぜひ先生のご参加お待ちしております。

わからないことは支部事務局に連絡お願い致します。

月例の参加者名簿

平成29年12月12日（火）参加者13人

平成30年1月16日（火）参加者10人

2月6日（火）参加者10人

3月20日（火）参加者7人

月例会の予定

4月10日・5月8日・6月12日・7月10日・8月7日、各火曜日です。

新年度も皆さんと共に明るく、楽しく唄いましょう。 (カラオケ部長 若狭 茂雄)

〈テニス部〉

2017年12月以降についてテニス部の活動報告を致します。この期間についてテニス部では特に活動は行っておりません。今後の活動方法や東京税理士会主催の大会への参加など、部としての活動方針や目標などについて部会を開催して、改めて話し合う必要があると思います。

今後の予定

・練習会を月一回のペースで開催予定

・東京税理士会春季テニス大会

男子ダブルスと混合ダブルスによる大会です。

混合ダブルスについては東京税理士会の会員の妻も参加できます。

開催会場 ・昭和の森テニスセンター（今回より有明から変更になっております。）

開催日 ・男子ダブルス 2018年5月7日
（月）午前8時30分集合（予備日なし）

・混合ダブルス 2018年5月9日
（水）午前8時30分集合（予備日なし）

テニス部では、新規部員を募集しております。お試しや練習後の飲み会のみでも歓迎ですので、ぜひ参加してみてください。

（テニス部 増田 和弘）

〈アウトドア同好会〉

アウトドア同好会の活動を報告します。2月4日（日）皇居にてランニングの練習会を行いました。参加人数は6名。当日は、大手町の経団連ビルの前に9時30分に集合して近くのランナーズステーションで着替えて、それぞれのペースで2週（約10km）走りました。練習後はシャワーを浴びて、神田周辺へ移動。中華料理店でランチ&ビールを楽しみました。

アウトドア同好会では部員を募集しております。現在ではランニングが中心ですが、今後は登山なども計画しております。人数が集まり活動が認められれば、部に昇格することもできますので、皆さんの参加をお待ちしております。

運動をした後のビールは最高ですよ！！

・今後の予定 皇居ランニング 日税グループ主催の駅伝大会への参加

マラソン大会への参加 その他

（アウトドア同好会 増田 和弘）

（厚生部長 櫻井 和義）

〔組織部〕

支部会員も1,000人を超え業務も増加しておりますことから、他支部の状況も踏まえ、支部長の意向により副支部長の人数を現行の4名から5名に増員するため、「日本橋支部規則」及び「日本橋支部役員選挙規則」の一部改正について、東京税理士会に意見聴取を行ってまいりました。

平成30年2月1日付で、「改正案のとおりで差し支えありません。」との回答を得ましたので、6月25日の支部総会においてご審議をいただく予定です。

本改正は日本橋支部規則第22条第3項第2号の規定により、出席者の3分の2以上（委任状を含む）の賛成が必要な特別議決となりますので、ご協力をよろしく願いいたします。

（組織部長 竹田 修）

〔綱紀監察部〕

「平成28年度綱紀監察合同会議」が次のとおり開催されました。

日 時 平成29年12月13日（水）
午後2時～午後4時30分

場 所 東京税理士会館 2階 大会議室

出席者 会長以下本会役員、全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長
東京国税局より税理士監理官ほか8名、48税務署総務課長補佐
支部より佐藤、鳴海

議 題 1 本会綱紀部からの報告
2 本会業務侵害監察部からの報告
3 東京国税局の方針
4 東京国税局からの報告
5 支部からの提言等
(綱紀監察部長 佐藤 宗石)

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成30年実施日	会 場	担当税理士
1月10日（水）	法人会事務局	岩川由美子
1月24日（水）	〃	古賀 裕明
2月7日（水）	〃	木下 純一
2月21日（水）	〃	菅井 泰辰
3月7日（水）	〃	河野 拓

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成30年実施日	会 場	担当税理士
1月23日（火）	丸の内二丁目ビル	渡辺 春樹
2月13日（火）	〃	増田 和弘
3月6日（火）	〃	安藤 孝夫
3月27日（火）	〃	徳山 和美

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成30年実施日	会 場	担当税理士

1月23日（火）	中央区京橋プラザ	岡村 宗男
1月30日（火）	〃	天野 肇
2月6日（火）	〃	伊藤 孝
2月13日（火）	〃	大曾根成行
2月20日（火）	〃	田中 洋二
2月27日（火）	〃	佐藤 兆秀
3月6日（火）	〃	畑 芳広

《確定申告無料相談》

○日本橋税務署からの依頼分

平成30年実施日	会 場	担当税理士
2月1日（木）	日本橋公会堂	湯本 康弘
	〃	畑 芳広
	〃	岩川由美子
	〃	高山 秀三
	〃	大曾根成行
	〃	余西 吉巳
	〃	秋庭 守
2月2日（金）	日本橋公会堂	安藤 孝夫
	〃	金 日永
	〃	岸田 康雄
	〃	前澤左斗子
	〃	吉田 元明
	〃	増田 和弘
2月5日（月）	日本橋公会堂	栗原 真平
	〃	佐藤 嘉光
	〃	赤坂 光則
	〃	津村 玲
	〃	川口 真理
	〃	板橋 則雄
2月8日（木）	日本橋公会堂	鈴木 久衛
	〃	平川 彰
	〃	小用 丈晴
	〃	永島 嘉治
	〃	千葉 進
	〃	山崎 健
2月9日（金）	日本橋公会堂	余西 吉巳
	〃	岩本 忠司
	〃	斉藤 恵子
	〃	吉田 義克
	〃	畑 芳広
	〃	川口 真理
2月13日（火）	日本橋公会堂	引地 栄二
	〃	岩田 浩一
	〃	木下 純一

	〃	前澤左斗子	3月1日(木)	支部事務局会議室	湯本 康弘
	〃	栗原 真平		〃	平川 彰
	〃	秋庭 守		〃	山崎 健
2月14日(水)	日本橋公会堂	増田 和弘		〃	久野 二実
	〃	追中 徳久	3月2日(金)	支部事務局会議室	川口 真理
	〃	津村 玲		〃	畑 芳広
	〃	高田 公子		〃	永島 嘉治
	〃	岩川由美子		〃	千葉 進
	〃	鈴木 久衛	《支部無料税務相談》		
2月15日(水)	日本橋公会	三ヶ尻忠敬	平成30年実施日	会 場	担当税理士
	〃	山崎 健	1月10日(水)	支部事務局会議室	余西 吉巳
	〃	久野 二実	2月14日(水)	〃	皆平 弘一
	〃	中村 佳子	3月7日(水)	〃	秋庭 守
	〃	皆平 弘一	3月14日(水)	〃	岩川由美子
	〃	小用 丈晴	(税務支援対策部長 土田 一夫)		

《申告書代理送信》

○日本橋青色申告会からの依頼分

平成30年実施日	会 場	担当税理士
2月8日(木)	日本橋青色申告会事務局	川口 真理
15日(木)	〃	〃
22日(木)	〃	〃
3月1日(木)	〃	〃
8日(木)	〃	〃
13日(火)	〃	〃

《税理士記念日税の無料相談》

平成30年実施日	会 場	担当税理士
2月23日(金)	三越前駅地下通路	佐野 典子
	〃	佐藤 嘉光
	〃	小澤 悦子
	〃	前澤左斗子
	〃	大曾根成行
	〃	湯本 康弘
	〃	栗原 真平
	〃	三ヶ尻忠敬
	〃	岩川由美子
	〃	木下 純一

以上の先生方にご協力いただき57件の相談がよせられました。

《支部確定申告無料税務相談》

平成30年実施日	会 場	担当税理士
2月28日(水)	支部事務局会議室	余西 吉巳
	〃	吉田 義克
	〃	木下 純一
	〃	鈴木 久衛

〔情報システム委員会〕

現在、総務部、広報部、情報システム委員会合同で支部ホームページの刷新を行っています。古い情報を最新の情報へ更新し、情報の整理を行い会員の皆様にとって使い勝手の良いホームページが、おそらくこの号がお手元に届く頃には、出来上がっていることと思います。

(情報システム委員長 濱川 久子)

〔租税教育推進委員会〕

2月6日に中央区立有馬小学校において6年生を対象に租税教室を行いました。

6年生は2クラスあるので、それぞれのクラスをメイン講師と補助講師のペアでの実施となりました。

今回の租税教室では日税連の2017年版小学生用参加型テキストをベースに授業を行いました。



2017年版の教材を使用しての授業は日本橋支部では初めての試みでした。

授業のテーマは税の意義・役割、税から考える社会の仕組みとし税金を集めるゲームを交えながら進行を行いました。児童一人当たりの教育費の額や税の種類についての税金クイズでは、じゃんけんゲームを取り入れ児童が積極的に参加してもらおうよう工夫を施しました。

税金を集めるゲームではクラスを3班に分けてそれぞれが2,500万円・500万円・7,000万円という全体で1億円の持ち金のうち3,000万円をどのように集めたらいいかディスカッション形式で検討してもらいました。その結果を班長に発表してもらい聞くだけでなく児童自身が考える授業にしています。

授業時間が45分となり時間的な制約で班長による代表者同士の話し合いを入れる時間がなく、模擬国会のようなことができなかつたのは次回への課題となりました。

租税教室の講師として教壇に立つためには、東京会が実施している租税教育講師養成研修を受講して租税教育講師名簿に登録をしていただく必要があります。税理士がこれからの日本を担う若者に対して租税教育を行うことは税に対する正しい判断力と健全な納税者意識を育むのに大きな意義があります。

まずは会員の皆様に租税教育講師養成研修を受講していただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。



☆ 登録研修・新規登録希望者用

(新規登録希望者並びに平成29年度の登録研修又は更新研修を受講していない会員用)

第1回 4月19日(木)午前10時～午後0時30分
定員180名 提出期限4月6日(金)

第2回 5月18日(金)午前10時～午後0時30分
定員180名 提出期限5月2日(水)

第3回 9月6日(木)午前10時～午後0時30分
定員180名 提出期限8月24日(金)

第4回 11月9日(金)午前10時～午後0時30分
定員180名 提出期限10月26日(金)

場所 東京税理士会館2階会議室

(租税教育推進委員長 小原 正寛)

情報システム委員が行く！

日本橋支部情報システム委員会では、会員の皆様の電子申告及びITについていろいろな情報提供に努めてまいりましたが、今回は他支部の取り組み状況をちょっと調べてみたいと思い小石川支部の情報システム部取材させていただきました。

小石川支部は 後楽園の直ぐ近くの環境の良い場所にあります。平成30年2月末現在で個人会員239、法人会員3社だそうです。

小石川支部の電子申告の状況は、会員のICカード取得率70%、60歳以上の会員が約40%を占めています。

会員数では、日本橋の約1/4ですが、ICカード取得率、年齢構成等はほぼ日本橋支部と同じでした。

小石川支部の重点的取り組み項目は、以下の通りです

- (1) 支部事務所にある情報を整理・管理するために次のことを行う。
 - ① 文書、資料を電子化し、ペーパーレス化を進める。
 - ② インターネットを利用して通信コストの削減を図る。
 - ③ 支部情報の安全を確保するため、セキュリティ対策を行う。
- (2) 支部ホームページを利用して次のことを行う。

- ① 支部会員への情報（特に電子申告に関する）提供。
- ② ホームページによる、各部報告の推進。
- ③ 参加型の支部運営の促進、会員相互のコミュニケーションを図る仕組み作り。

日本橋支部も配布物の電子配信を昨年より開始し、現在電子配信割合は約20%ですが、小石川は約44%あるそうです。

支部配布物のコストは、印刷及び郵送料だけで1通あたり200円です。もっと周知して配信率を高めコスト削減を行う必要があります。

小石川支部では、ホームページより幹事会や研修の出席登録が行えるようにしてあるそうですが日本橋では、メール、FAXしか対応できていま

せんので、ここも改善の余地があります。

特に一番違いを感じたのは、目標の文書化です。同じ問題意識と目標を持っていましたが、取り組むべき事が明確になっている小石川支部に対して目標があいまいであった事を痛感しました。

新年度では、目標を明文化し、支部会員の皆様に進捗が見えるような運営をしていきたいと小石川支部を後にしました。

この号が配られる頃には、支部ホームページのリニューアルも行われています。同好会の活動、研修会の資料等、お役に立つ情報が多くありますので、ぜひご活用下さい。

情報システム委員会では、皆様のご意見ご要望をお待ちしています。

(情報システム委員長 濱川 久子)

表紙の写真について

表紙の写真は、「忠敬橋」から望む「北総の小江戸」と呼ばれた「佐原」の町並みです。

佐原は千葉県香取市にあり、小野川を中心とし



た水運を利用して栄えた水郷の町です。はじめて実測日本地図を作成した伊能忠敬の旧宅や伊能忠敬記念館、見学可能な造り酒屋も2軒あります。また、近くには伊勢、鹿島と並ぶ3大神宮の一つ「香取神宮」もあります。

菖蒲や紫陽花、蓮、コスモスなどの季節の花も多く、5月には「あやめ祭り」7月には「はす祭り」が行われます。また、提灯が飾られた山車による江戸の情緒が感じられる「佐原の大祭」は7月に「八坂神社祇園祭」10月には「諏訪神社秋祭り」として年2回行われます。東京から近いですし、その他にも見所がありますので、ぜひ訪れてみてはいかがでしょうか。(広報部長 増田 和弘)

MORE
GREEN

美しい地球を守りたい

本基金は、国内及びゴビ沙漠等の緑化に関する事業を通じて、地球環境の保全が国際的視野から行われることの必要性を認識しながら、自然と人間が共生できる美しい地球の維持に寄与することを目的としております。

※税理士に限らずどなたでも入会でき、会費は1口2,000円以上となっております。書き損じ葉書も引続き収集しています。

特定非営利活動法人

モア・グリーン税理士の森基金

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館内

TEL.03(3356)4461

<http://www.npo-mgg.org/>

支部会員異動のお知らせ

平成29年12月1日～
平成30年3月31日

〈入会〉

12月1日	渡邊正樹 フタナベ マサキ	〒103-0016 日本橋小網町8-2 BIZMARKS日本橋茅場町411号室 電話 090-9557-4092	2月22日	三田裕也 サン タ ユウ ヤ	〒103-0008 日本橋中洲4-13-305号 高橋和則税理士事務所 電話 080-1151-7281
12月22日	須賀直和 ス ガ ナオ カズ	〒103-0013 日本橋人形町3-5-9 2F 電話 050-3488-3230	2月22日	木野敬司 キ ノ ケイ シ	〒103-0027 日本橋2-1-14 日本橋加藤ビルディング7階 税理士法人レコルテ 電話 5200-1638
平成30年 1月19日	池田昭彦 イケ ダ アキ ヒコ	〒103-0013 日本橋人形町1-16-7 人形町TNビル8階 電話 090-9373-6947	2月22日	上條紘輝 カミ ジョウ ヒロ キ	〒103-0027 日本橋3-9-12 第6中央ビル7階 露木正人税理士法人 電話 6214-5885
1月25日	葉山久美子 ハヤマ ク ミ コ	〒103-0015 日本橋箱崎町1-8 日本橋中央税理士法人 電話 5652-4774	3月22日	丹澤博正 タン ザワ ヒロ マサ	〒103-0027 日本橋2-1-14 日本橋加藤ビルディング7階 税理士法人レコルテ 電話 5200-1638
1月25日	中川涼子 ナカ ガワ リョウ コ	〒103-0022 日本橋室町3-4-7 ヒューリック日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6869-5040	3月22日	清水敬祐 シ ミズ ケイ スケ	〒103-0015 日本橋箱崎町31-1-502号 電話 080-4429-0102
1月25日	荒巻正敏 アラ マキ マサ トシ	〒103-0015 日本橋箱崎町31-2-305号 電話 090-6291-9143	3月22日	深川 雄 フカ ガワ ユウ	〒103-0027 日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所 電話 4574-6688
2月9日	小宮孝之 コ ミヤ タカ ユキ	〒103-0026 日本橋兜町20-6 日本橋兜町ファースト4階 電話 6206-2618	3月22日	廣瀬雅一 ヒロ セ ノリ ヒト	〒103-0025 日本橋茅場町2-8-4 全国中小企業会館ビル8F 税理士法人わかば経営会計 東京事務所 電話 6231-1974
2月15日	小林寛朋 コ バヤシ ヒロ トモ	〒103-0022 日本橋室町3-4-7 ヒューリック日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6869-5040	3月22日	渡邊こすぎ フタナベ	〒103-0024 日本橋小舟町8-14-806号 電話 090-2494-6291
2月22日	吉塚倫明 ヨシ ツカ トモ アキ	〒103-0026 日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階 税理士吉田光一郎事務所 電話 5623-2910			
2月22日	多賀谷理世 タガヤリヨ	同上			
2月22日	外山輝一郎 トモヤマ ヒロキチ	〒103-0016			

〈転入〉		神田支部より	
12月12日	豊島支部より 坪池 剛	2月1日	内藤 孝子 同 上
	〒103-0023		東村山支部より
	日本橋本町2-6-1	2月6日	高津 公則
	日本橋本町プラザビル2階		〒103-0025
	税理士法人アイ・パートナーズ		日本橋茅場町1-2-12
	電話 5652-0246		共同ビル6階
			電話 4571-0944
12月12日	豊島支部より 高山 智巳	2月14日	栗山 貴志
	同 上		〒103-0004
12月21日	芝支部より 藤井 千春		東日本橋3-10-14
	〒103-0013		サンライズ橋ビル7階
	日本橋人形町3-12-9-602		税理士法人フィールド
	電話 3527-3915		電話 5695-7731
12月21日	豊島支部より 山田 溪	2月15日	江東東支部より 久能 五月
	〒103-0027		〒103-0013
	日本橋1-4-1		日本橋人形町1-13-9
	日本橋1丁目ビルディング16階		藤和日本橋人形町コープ
	税理士法人平成会計社		804号室
	電話 3231-1858		電話 5858-9832
12月21日	麴町支部より 樋口 崇	2月22日	麴町支部より 松森 泰子
	〒103-0027		〒103-0001
	日本橋2-1-3		日本橋小伝馬町14-12
	アーバンネット日本橋二		小伝馬町岩並ビル4階
	丁目ビル3階		電話 080-6506-1500
	税理士法人高野総合会計事務所		
	電話 4574-6688	2月27日	京橋支部より 多賀谷 博康
平成30年	麴町支部より		〒103-0027
1月22日	小野 智博		日本橋3-7-10
	〒103-0027		タンペイ日本橋ビル
	日本橋1-6-7		あがたグローバル税理士
	日本橋関谷ビル5階		法人 東京事務所
	電話 4405-4611		電話 5200-1044
1月24日	京橋支部より 駒谷 州信	2月27日	京橋支部より 小山 勝
	〒103-0013		同 上
	日本橋人形町1-16-7		荏原支部より
	人形町TNビル8階	3月27日	武田 祐輔
	電話 6228-3944		〒103-0014
			日本橋蛸殻町1-30-7
2月1日	神田支部より 山田 玲子		電話 090-7615-2993
	〒103-0022	〈法人入会〉	
	日本橋室町4-3-12	受付日	
	バンセイ室町ビル7階	12月12日 税理士法人アイ・パートナーズ	
	税理士法人ビジネスエイド	〒103-0023	
	東京事務所	日本橋本町2-6-1	
	電話 6262-7741	日本橋本町プラザビル2階	
		電話 5652-0246	

12月18日	税理士法人アリー 日本橋支店 〒103-0027 日本橋3-3-3	ネ モト ユウ コ 根本 裕子	〒103-0023 日本橋本町3-3-6 ワカ末ビル7階38号室
12月26日	税理士法人渡辺事務所 東京支店 〒103-0023 日本橋本町3-3-6 ワカ末ビル7階38号室 電話 6202-7258	ヤマ スシ ユタカ 山 主 豊	税理士法人渡辺事務所 東京支店 電話 6202-7258 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-17-2 ライオンズマンション日 本橋414号室 電話 6661-0605
〈法人転入〉			
受付日			
神田支部より			
2月1日	税理士法人ビジネスエイド 東京事務所 〒103-0022 日本橋室町4-3-12 バンセイ室町ビル7階 電話 6262-7741	ナカ ムラ シズ オ 中 村 静 雄	〒103-0004 東日本橋1-6-10 K・Kビル 〒103-0013 日本橋人形町2-29-9 ひまわり日本橋人形町ビル4階
京橋支部より			
2月27日	あがたグローバル税理士法人 東京事務所 〒103-0027 日本橋3-7-10 タンペイ日本橋ビル 電話 5200-1044	キタハラコウ ノ スケ 北原幸之助 キタ ジマ ア キ 北 島 亜 紀	同 上 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-36-2 共和ビル3階 電話 6661-9817
〈事務所住所変更〉			
	ムラ モト ヤス オ 村 本 泰 雄		〒103-0014 日本橋蛸殻町2-10-10 パークビル6F 電話 3667-7191
	タカ クラ アキラ 高 倉 明	ヤマシゲダイ ジロウ 山重大二郎	〒103-0016 日本橋小網町8-2 BIZMARKS日本橋茅場 町409号室 電話 080-3458-7711
	コ バヤシ ミノル 小 林 穰	ト イ キョ シ 都 井 清 史	〒103-0025 日本橋茅場町1-13-13 七宝ビル7階 電話 080-3458-7711
	カナ モリ ヤス ヒロ 金 森 泰 弘	アオ ヤギ オサム 青 柳 聡	〒103-0016 日本橋茅場町1-13-13 七宝ビル7階 電話 3527-2481
	マツ シマ シン ベイ 松 島 慎 平	タカ ダ キミ コ 高 田 公 子	〒103-0003 日本橋横山町3-13 日工薬会館ビル5階515号室
	タカ ハシ アキラ 高 橋 晃	〈法人事務所住所変更〉	
	税理士法人アリー 日本橋支店 〒103-0007 日本橋浜町2-17-9 美術館ビル内	ミッドランド	税理士法人 東京オフィス 〒103-0001 日本橋小伝馬町13-4 共同ビル小伝馬町駅前801号
		〈事務所電話番号変更〉	
		ナカ サワ イサム 中 沢 勇	090-9306-4546

マツ シタ トシ オ
松 下 敏 雄
ナカ オカ マコト
中 岡 真
ク ノウ サ ツキ
久 能 五 月

090-6478-3526
6661-1441
6755-8543

<法人転出>

メンターキャピタル税理士法人 芝支部へ

<退会>

シブ ミツ オ
瀧 谷 三 男
ハシ モト タツ ヒロ
橋 本 達 広
コ ダマ ケン イチ
児 玉 賢 一
ミヤ ベ エ ミ
宮 部 江 美
ヤマ タ ヒサ シ
山 田 久 稔
コマ イ エ イ シ
駒 井 栄 次 朗
カド ワ キ ヒロシ
門 脇 博
オオ モリ コウ
大 森 康 平
タ ガ フ ト シ
田 川 外 志 男
アン ドウ カツ ミ
安 藤 克 巳

千葉県会へ
東海会へ
東海会へ
東京地方会へ
業務廃止
千葉県会へ
業務廃止
業務廃止
業務廃止
業務廃止

<事務所名変更>

ナカ サマ
中 沢 勇
マツ トシ オ
松 下 敏 雄

中沢勇税理士事務所
松下敏雄税理士事務所

<転出>

ミヤ サキ シン ヤ
宮 崎 慎 也
ナカ ガワ タ カ シ
中 川 敬 史
アキ モト タケル
秋 元 猛
イシ モト タダ
石 本 忠 次
イシ モト ノブ コ
石 本 信 子
タケ ノ ウ ジ シン ヤ
武 野 氏 伸 哉
シ ム ラ コウ ヘイ
志 村 光 平
エン ドウ タダシ
遠 藤 忠 達
オオギ クボ マサ
萩 窪 正 寛
カワ マチ ツ コ
川 島 千 鶴 子
ヒガ シ タニ シ ヒロ
東 谷 芳 博
ウチ ダ トモ ヒロ
内 田 智 弘
コ イケ カズ アキ
小 池 和 明
サシ ハラ リョウ スケ
指 原 亮 友
ナカ ノ ナ オ キ
中 園 直 希
スズ キ ヨシ 芳
鈴 木 孝 芳
ヤマ ゲチ ダイ スケ
山 口 大 輔
ヨシ ザワ トシ キ
吉 澤 俊 樹
ウエ タ マサ ヨシ
上 田 正 宜

神田支部へ
江東東支部へ
葛飾支部へ
芝支部へ
芝支部へ
芝支部へ
芝支部へ
豊島支部へ
武蔵府中支部へ
京橋支部へ
京橋支部へ
麹町支部へ
立川支部へ
小石川支部へ
麹町支部へ
京橋支部へ
荒川支部へ
新宿支部へ
芝支部へ

<会員死亡>

謹んでお悔やみ申し上げます。

サカシタ コウ ノ スケ
坂 下 光 之 助 大正12年10月23日生まれ 94歳
平成29年12月20日死亡
セキ グチ シゲ オ
関 口 重 雄 昭和6年9月22日生まれ 86歳
平成29年12月27日死亡
オカ モト ハチ ロウ
岡 本 八 郎 昭和18年12月20日生まれ 74歳
平成30年1月1日死亡
ヒラ サワ カン シ
平 澤 幹 司 昭和16年9月22日生まれ 77歳
平成30年3月20日死亡

編 集 後 記

今回の第153号を読んでいただき、ありがとうございました。

また執筆していただいた皆様、本当にありがとうございました。

私事ですが、これまで将棋にほとんど関心がありませんでした。

しかし14歳でプロ入りして以来、強豪を相手に勝利を収め記録を塗り替える藤井聡太さんが登場し、大きく変わりました。ちなみにこの原稿を書いている時点(3月30日)では六段です。

政治も経済も絶えず不透明で重い空気が取

り巻いているのに、彼の破竹の勢いだけは、将棋界で異次元の新風を見せてくれているようです。

もうすぐ梅雨へ、そして3月決算法人の申告準備に追われるシーズンであります。時々将棋を見て気分を一新したいと思います。

(T.I)

<編集委員>

増田和弘 岩川由美子 三品貴仙
小山栄一 岡村宗男 石橋俊英
緑川 光 高橋龍美 北島亜紀
木下純一

国税局からのお知らせ

平成 30 年度 税務職員 募集

Pride of the Specialist ~ 公平な世の中を創る、志 ~

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

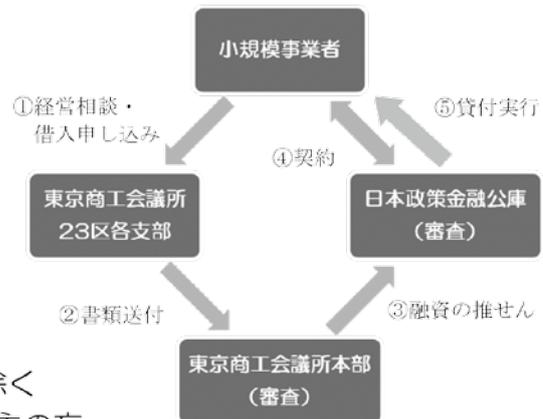
税務職員とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
- 1 平成 30 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 31 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準すると認める者
- ◇ 申込手続
- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[\[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html\]](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)
 - 2 受付期間
平成 30 年 6 月 18 日（月）9 時 ～平成 30 年 6 月 27 日（水）[受信有効]
 - 3 受験案内交付期間
平成 30 年 5 月 8 日（火）～平成 30 年 6 月 27 日（水）
9 時～17 時（土・日曜日及び祝日を除く。）
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注） 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)
- ◇ 試験日
- 第 1 次試験 平成 30 年 9 月 2 日（日）
第 2 次試験 平成 30 年 10 月 10 日（水）～平成 30 年 10 月 19 日（金）
のうち指定された日時
- （注）詳細については、お気軽に日本橋税務署総務課（TEL 03-3663-8451 内線 302）までお尋ねください。

[小規模事業者向け] 無担保、無保証人、低利の公的融資制度

国の融資制度 (マル経融資)のご案内

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる
国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。
信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・パート・アルバイト・派遣社員・役員を除く
従業員 20 名以下 (※) の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下 (宿泊業・娯楽業は 20 人以下)
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金 (所得税、法人税、事業税、住民税) を完納している方

融資限度額

2,000万円

返済期間

運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

担保・保証人

不要 (信用保証協会の保証も不要)

融資利率

年 1.11% (平成30年3月9日現在)
※中央区の利子補助制度があります。

(注) 審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額・返済期間の取扱いは、平成 31 年 3 月 31 日まで(日本政策金融公庫受付分)となります。
※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

資金用途一例

●設備資金

- ・パソコン・プリンタ
- ・会計ソフトの入れ替え
- ・事務所移転時の什器
購入費用や敷金 等

●運転資金

- ・給与・ボーナスの支払
- ・諸経費の支払 等

【経営に関するお悩み承ります】

- ◇ 税理士による無料法律相談
第 2 火曜日
 - ◇ 弁護士による無料法律相談
第 3 火曜日
- 午後 1 時～4 時 (1 回 30 分)
要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

日税グループは、税理士界ひとすじに おかげさまで45周年！

税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！

日税グループ

検索

税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- ・税理士顧問料の集金代行
- ・税理士業務関連の研修会の運営
- ・関与先の事業に係わる集金代行
- ・関与先のコンサルティング支援

株式会社日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介ください。

- ・相続・収益物件・物件調査
- ・財産評価サポート
- ・不動産鑑定評価

株式会社日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団取扱保険料適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社共栄会保険代行

生命保険・損害保険

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社日税サービス



税理士とその関与先のために



日税グループ



株式会社日税ビジネスサービス

0120-155-551



株式会社共栄会保険代行

0120-922-752



株式会社日税不動産情報センター

03-3346-2220

(本社代表)



株式会社日税サービス

0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

ご利用いただいていますか、便利な2つの口座振替！
「報酬自動支払制度」「My 集金NET」

1件から
利用できます。

税理士
顧問料の
集金は

報酬自動支払制度

集金のテーマ・ヒマ省けて経費も節減 未収金ゼロで、事務所の経営力強化！

- ・台帳代わりになる「請求明細書」、「振込のお知らせ」「集計表」などの帳票類が充実しています。
- ・ネット型は、登録完了後専用のID・パスワードでログインするだけ、ソフトの購入やインストール不要、金額変更も簡単、帳票類はいつでも確認、保存、プリントもできます。

ご利用は二つの方法から選べます。さらにネット型は2タイプから！



POST
郵送型

- とりあえず関与先1件から始めたいという方に手軽に始められるシンプルなシステム。
- パソコン操作が苦手な方、報告帳票等を紙で受け取りたい方におすすめ！
- 登録・変更データは所定の帳票に記載し、郵送するだけ。
- e-NETへの移行も簡単

- 利用料金
- 基本料 無料
 - 口座振替請求手数料 335円/1件



e-NET
ネット型

24時間
利用可能

- ネットバンク同等の最高レベルのセキュリティ！
- インターネット環境でリアルタイムに効率良く管理したい方におすすめ！

振替管理型

- ・口座振替を「利用する」関与先だけを効率的に管理したい。
- ・振替日を基準に集計したい。

売上管理型

- ・月々の売上計上月を基準に集計したい。
- ・口座振替を「利用しない」関与先も含めて、全関与先を一元管理したい。

- 利用料金
- 基本料 1,800円/月 (振込手数料含む)
(振替日が5日と28日両方をご利用の場合2,100円/月)
 - 口座振替請求手数料 240円/1件

*オプション(e-NET、POST共通)関与先宛「振替のお知らせ(ハガキ)」65円/1件

e-NETの集金支援システム特許取得<特許第5117097号>

関与先様の
集金は

My 集金NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介いただくと、ご紹介謝礼として税理士先生へご利用成約1関与先につき30,000円謹呈

- アパート・マンションの家賃、管理費 ●駐車場利用料 ●貸しビルテナント料
- 塾・音楽教室など各種月謝 ●新聞雑誌などの購読料 などの様々な集金業務をサポート。

- ★1件から利用できます。
- ★インターネット環境があれば土・日・祝日も入力できます。
- ★専用のID・パスワードでログイン！安心・安全です。

口座振替利用基本料	1,500円	振替実施月のみ
口座振替請求手数料	240円	請求1件につき
指定口座への振込料	300円	振込1回につき

*金額には別途消費税がかかります。

お問い合わせ・資料請求先 株式会社 日税ビジネスサービス ☎ 0120-155-551

東京税理士協同組合
<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1 東京税理士協同組合会館 TEL.03(5363)2011(代)

新春講演会・新年賀詞交歓会

30.1.15



▲ ゲスト ナイツ (漫才師)



▲ 坂下眞一郎支部長



▲ 浅見達雄顧問



▲ ゲスト 桂米多朗師匠 (落語家)



▲ 抽 選 会



確定申告無料相談



第125回野球大会優勝!

